樹立年度	令和
	８

（案）

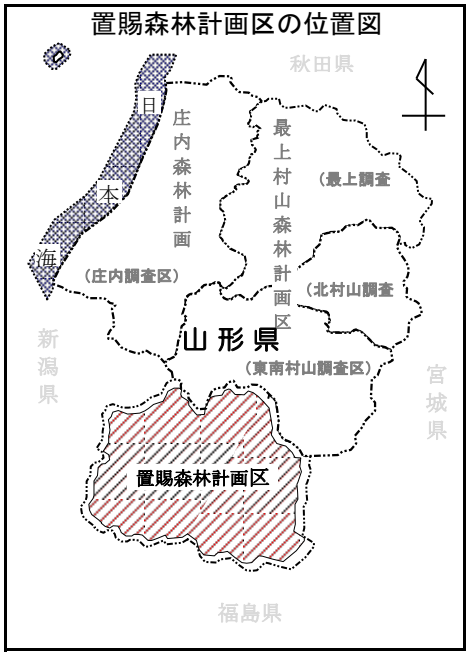
置賜地域森林計画書

最　上　川　流　域
置賜森林計画区

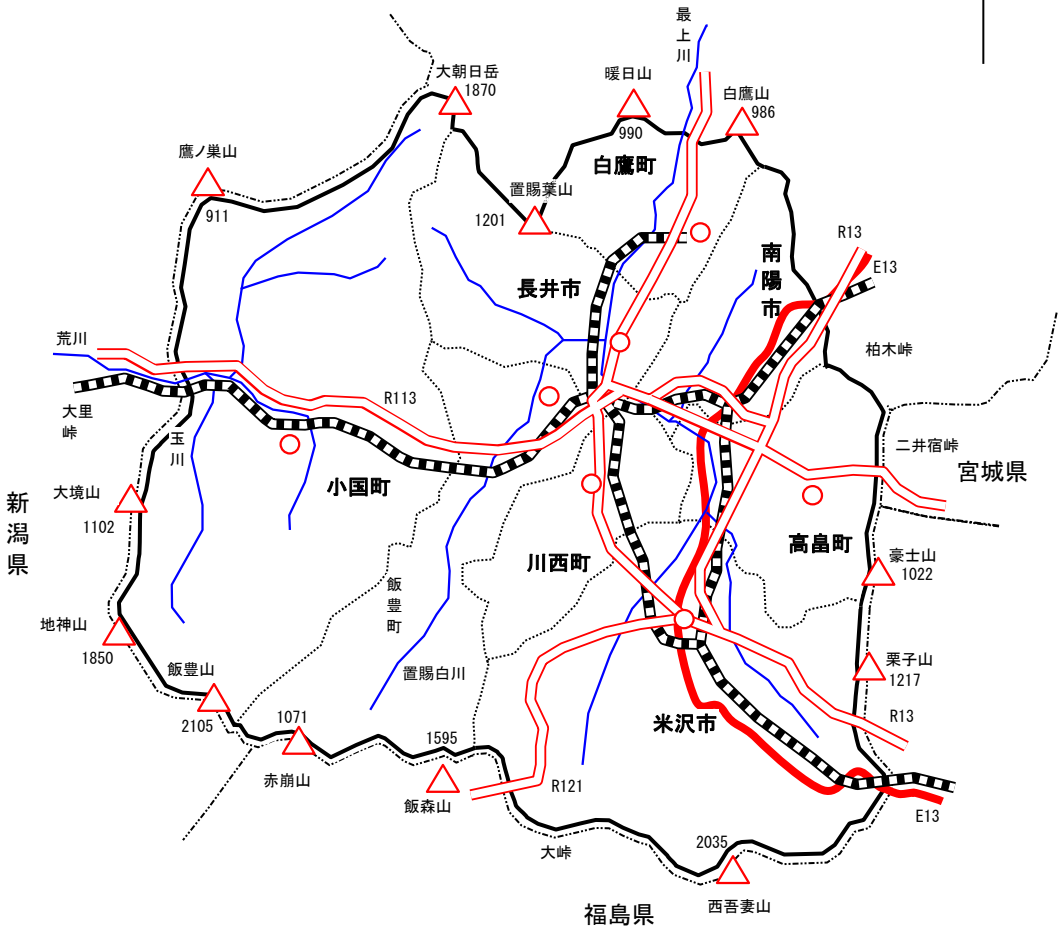
令和　９年　４月　１日
計画期間
令和１９年　３月３１日

山　　形　　県

置賜森林計画区の位置図と概況図



凡　例	
県界	
計画区域	
市町村界	
市町村	
鉄道	
主な主要道路	
高速道路	
主な河川	
主な山岳	



目　　次

Ⅰ　計画の大綱
　１　森林計画区の概況
　２　前計画の実行結果の概要及びその評価
　３　計画樹立に当たっての基本的な考え方

Ⅱ　計画事項
　第１　計画の対象とする森林の区域

　第２　森林の整備及び保全に関する基本的な事項
　　１　森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項
　　（１）森林の整備及び保全の目標
　　（２）森林の整備及び保全の基本方針
　　（３）計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等
　　２　その他必要な事項

　第３　森林の整備に関する事項
　　１　森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）
　　（１）立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針
　　（２）立木の標準伐期齢に関する指針
　　（３）その他必要な事項
　　２　造林に関する事項
　　（１）人工造林に関する指針
　　（２）天然更新に関する指針
　　（３）植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針
　　（４）その他必要な事項
　　３　間伐及び保育に関する事項
　　（１）間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針
　　（２）保育の標準的な方法に関する指針
　　（３）その他必要な事項
　　４　公益的機能別施業森林等の整備に関する事項
　　（１）公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針
　　（２）木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針
　　（３）その他必要な事項
　　５　林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項
　　（１）林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方
　　（２）効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方
　　（３）路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）の基本的な考え方
　　（４）路網の規格・構造についての基本的な考え方
　　（５）林産物の搬出方法等
　　（６）その他必要な事項

６　委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項

（１）森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大及び森林施業の共同化に関する方針

（２）森林経営管理制度の活用の促進に関する方針

（３）特に効率的な施業が可能な森林の区域に係る基準並びに及び当該区域内における施業の方法に係る指針

（４）林業に従事する者の養成及び確保に関する方針

（５）作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針

（６）林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針

（７）その他必要な事項

第４　森林の保全に関する事項

１　森林の土地の保全に関する事項

（１）樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区

（２）森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林及びその搬出方法

（３）土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

（４）その他必要な事項

２　保安施設に関する事項

（１）保安林の整備に関する方針

（２）保安施設地区の指定に関する方針

（３）治山事業の実施に関する方針

（４）特定保安林の整備に関する事項

（５）その他必要な事項

３　鳥獣害の防止に関する事項

（１）鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法に関する方針

（２）その他必要な事項

４　森林病害虫の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項

（１）森林病害虫等の被害対策の方針

（２）鳥獣害対策の方針（３に掲げる事項を除く）

（３）林野火災の予防の方針

（４）その他必要な事項

第５　保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項

（１）保健機能森林の区域の基準

（２）その他保健機能森林の整備に関する事項

第６　計画量等

１　伐採立木材積及び間伐伐採立木材積

２　森林施業面積

３　人工造林及び天然林更新別の造林面積

４　林道の開設及び拡張に関する計画

５　保安林整備及び治山事業に関する計画

（１）保安林として管理すべき森林の種類別面積等

（２）保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等

（３）実施すべき治山事業の数量

６　要整備森林の所在及び面積並びに要整備森林について実施すべき森林施業の方法及び時期

第７　その他必要な事項
１　保安林その他制限林の施業方法
２　その他必要な事項

（附）参考資料
１　森林計画区の概要
（１）市町村別土地面積及び森林面積
（２）地況
（３）土地利用の現況
（４）産業別生産額
（５）産業別就業者数
２　森林の現況
（１）齢級別森林資源表
（２）制限林普通林別森林資源表
（３）市町村別森林資源表
（４）所有形態別森林資源表
（５）制限林の種類別面積
（６）樹種別材積表
（７）特定保安林の指定状況
（８）荒廃地等の面積
（９）森林の被害
(10) 防火線等の整備状況
３　林業の動向
（１）保有山林規模別林家数
（２）森林経営計画の認定状況
（３）経営管理権及び経営管理実施権の設定状況
４　林地の異動状況（森林計画の対象森林）
（１）森林より森林以外への異動
（２）森林以外より森林への異動
５　森林資源の推移
（１）分期別伐採立木材積等
（２）分期別期首資源量
６　その他
（１）施業方法別の施業体系図
（２）持続的伐採可能量
（３）その他

Ⅰ　計画の大綱

１　森林計画区の概況

（１）自然的背景

ア　位置

本計画区は、山形県の南部に位置し、東は栗子山（1,217m）、豪士山（1,022m）などの奥羽山脈を境にして福島県、宮城県に接し、北は白鷹山（ 994m）、置賜葉山（1,237m）、大朝日岳(1,871m)などの山岳により最上村山森林計画区に接している。西及び南は西朝日岳（1,814m）、鷹ノ巣山（ 911m）、飯豊山（2,105m）、飯森山（1,595m）、西吾妻山（2,035m）などの朝日・飯豊・吾妻山系に囲まれ新潟県、福島県に接している。

河川は、鬼面川、羽黒川、屋代川、吉野川、置賜白川、犬川などの中小河川が最上川に流入し、最上川上流域として米沢盆地を中心に長井盆地を含めた最上川系の陥没盆地を形成している。また、小国町は、新潟県に流入する荒川上流部に位置し、最上川上流域と水系を異にしている。

この区域は、米沢市、南陽市及び東南置賜郡の２町と長井市及び西置賜郡の３町との３市５町で構成され、総土地面積は249,524haで県土面積の27%を占めている。

イ　気象

本計画区は、気温の変化が大きい盆地的気候で、最近10ヵ年（平成28年～令和7年）の気象観測によると、最高気温は米沢市38.5℃、長井市37.3℃、小国町37.7℃、最低気温は米沢市 -12.0℃、長井市 -14.7℃、小国町 -12.5℃、年平均気温は米沢市11.3℃、長井市11.2℃、小国町10.8℃である。

年間降水量は米沢市1,404㎜、長井市1,675㎜、小国町3,081㎜ である。また、この区域は豪雪地帯であり、山間部では最深積雪は２ｍを超え、積雪期間は12月から４月に及ぶ。

（２）社会経済的背景

ア　交通

鉄道は、本計画区の東部を南北に縦貫するＪＲ東日本奥羽本線をはじめ、米沢市と隣の新潟県とを結ぶ米坂線（豪雨災害により令和4年から一部区間が長期運休中）がある。また、南陽市から長井市を経て白鷹町までを結ぶ山形鉄道長井線がある。

道路網は、一般国道13号をはじめ、113号、121号、287号、348号及び 399号の主要幹線を基幹とし、これに接続する県道と市町道により輸送力の増強とスピードアップが図られている。

さらに、東北中央自動車が平成29年11月に米沢北ICから福島大笹生ICまで、平成31年4月に南陽高畠ICから山形上山ICまで開通し、本森林計画区を縦貫している。

イ　人口

人口は、令和７年10月１日現在、県全体の18.6%を占める 185,373人で令和２年に比べ16,473人（ 8.2%）減少し、市町別の人口増減をみると８市町全てにおいて減少しており、特に小国町（12.4%）の減少率が高くなっている。

ウ　産業

令和２年における産業別就業者数は、県全体の19.1%を占める 107,317人で、平成27年に比べ第１次産業では 8,554人で7.2%の減、第２次産業では 37,571人で0.5%の減、第３次産業では61,192人で 4.9%の増となっており、林業を含む第１次産業での減少が目立つ。

また、令和２年の産業別生産額は、第１次産業は 202億円で平成27年に比べ27.6%の減（うち林業は９億円で 11.2%の増）、第２次産業は3,326億円で12.3%の増、第３次産業は4,929億円で9.1%の増となっている。

エ　その他

本計画区は、磐梯朝日国立公園、県南県立自然公園などの優れた自然景観を有するとともに、森林の総合利用施設として源流の森などが設置されている。

また、赤湯、小野川、白布など数多くの温泉郷や松ヶ岬公園と上杉家御廟所、亀岡文殊、あやめ公園などの名所旧跡が多く、観光資源に恵まれた地域である。

さらに、「置賜さくら回廊」や「ブナの森の森林セラピー基地」などの自然を活用した地域の活性化に取組んでいる。

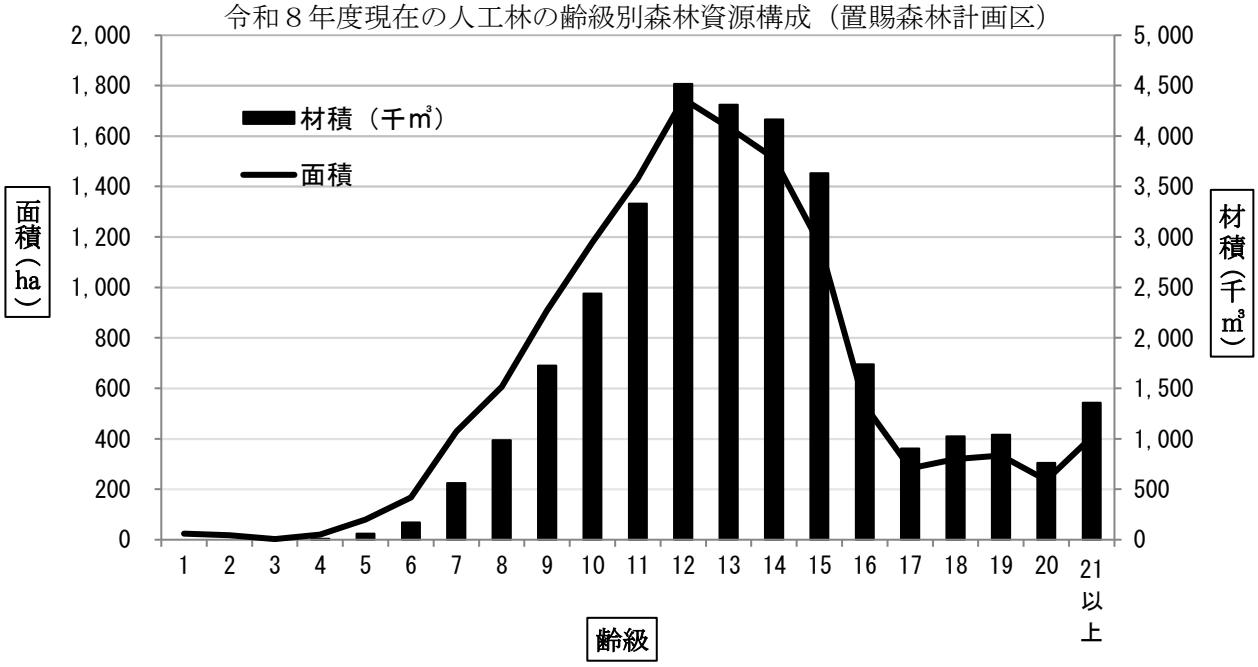
（３）森林・林業の概況

ア　森林の現況

本計画区の民有林面積は、本県民有林総面積の36％を占める 115,069haとなっており、森林資源の内訳を見ると、スギ等の針葉樹が37,138ha（32％）、ナラ類を中心とした広葉樹が71,795ha（63％）、無立木地等が6,136ha（ 5％）となっている。

また、スギ等の針葉樹37,138haの齢級構成を見ると12齢級をピークとし、主伐期（10齢級以上）を迎えた面積が26,937ha（77%）を占めており、利用段階になっている。

令和８年度現在の人工林の齢級別森林資源構成（置賜森林計画区）



イ　林業事業体等の概要

本計画区での林業経営体数は79体、木材卸売業は8社、木材・木製品製造業は21社となっている。

ウ　作業路網等の整備状況

令和７年度末の林道（軽車道含む）現況延長は、 474,149ｍとなっており、林道密度は 4.13m/haと県平均林道密度の5.90ｍ/haを下回っている。

２　前計画の実行結果の概要及びその評価

（１）前計画の実行結果の概要

令和４年度から令和13年度までの10カ年計画のうちの前半５カ年（令和４年度から平和７年度末まで）計画の計画量及び実績については、次のとおり。

計画事項	区分	単位	計画	実行	実行率
伐採立木材積	計	千㎥	852	254	29.8%
	主伐	千㎥	612	194	31.8%
	間伐	千㎥	240	60	25.0%
人工造林		ha	752	83	11.1%
天然更新面積		ha	939	334	35.6%
林道	開設	km	21.6	4.2	19.4%
	拡張	km	34.6	7.0	20.2%
保安林の整備	総数	ha	847	68	8.1%
	水源涵養	ha	470	50	10.7%
	災害防備	ha	356	18	5.1%
	保健、風致保存等	ha	20	0	0.0%
治山事業施行地区		箇所	102	20	19.6%

（２）評価

伐採立木材積については、木材価格の低迷等による森林所有者の経営意欲の減退や森林経営計画による施業の集約化が進まず、計画量の４割程度となっている。

天然更新面積については、計画量の６割程度であるのに対し、人工造林については、木材価格の低迷等により針葉樹の主伐が少ないことから、計画量に対し低位に留まっている。

林道については、林業の低迷や県や市町村の厳しい財政事情により、計画量に対し低位に留まっている。

保安林の整備については、所有者の同意取得や境界の確定に時間を要するなどの理由から、実行率が低迷している。

治山事業施行地区については、公益的機能を高度に発揮させる必要のある箇所や崩壊の危険性の高い箇所を優先的に実施したが、計画量を下回っている。

３　計画樹立にあたっての基本的な考え方

（１）山形県の森林（もり）づくりの基本方向

森林は、木材等の林産物の供給、水源の涵養（かん）、県土の保全、保健・文化・教育的な利用の場の提供、快適な生活環境の保全機能の発揮に加え、地球温暖化の防止や生物多様性の保全など重要な役割を果たしており、その役割を将来にわたり持続的に果たすには、森林を適正に整備・保全して行くことが重要である。

再生可能な資源である森林資源は、利用期を迎え主伐した後、再造林を行うことで保続される。「植える→育てる→伐採する（使う）→植える」という健全な森林サイクルを維持することで、森林の持つ公益的機能の高度発揮と森林資源の循環利用が可能となる。

また、戦後植栽された人工林は成熟し利用する段階を迎えており、森林の育成を中心とする施策のみでは、効率的に山から木を伐り出し、林業・木材産業を自立した産業として再生させることが難しい状況となっていることから、低コストで木材を伐り出し、搬出・運搬して、市場にできるだけ多く円滑に出荷することによって、安定した販売収入が得られる仕組みづくりに力を注いでいくことが必要となっている。

そのため、県では、森林資源を活用し雇用創出や地域の活性化を図るため、「山形県の豊かな森林資源を活用した地域活性化条例」、通称「やまがた森林（モリ）ノミクス推進条例」を制定し、県民総参加で「やまがた森林（モリ）ノミクス ※」を推進している。

併せて、平成31年4月に、これまで活用されていない森林の経営管理を市町村が主体となって進める「森林経営管理法」が施行されたことから、県、市町村及び林業関係団体と一体となって新たな制度を効果的に機能させ、森林資源の循環利用の促進につなげていく。

※やまがた森林（モリ）ノミクス…山形県の豊かな森林資源を県民総参加で積極的に活用することで、木を植え、育て、使い、再び植える「緑の循環システム」を構築して、産業振興や雇用創出を図り、地域全体の活性化につなげていくもので、県と市町村が連携してネットワークを形成し、知恵を出し合いながら、オール山形で林業の振興を図り、地域の活性化に取り組んでいくことを平成25年11月に県知事が宣言した。

（２）計画策定にあたっての考え方

本森林計画区の人工林の多くが、10齢級以上の主伐期を迎えていることから、水源涵養や県土保全等の公益的機能に加え、安定した木材供給の持続的な発揮を図るために、適切な主伐と再造林を実施し、人工林の齢級構造の平準化を図ることとする。

また、少子高齢化や人口減少等の社会的情勢の変化を考慮し、林地生産力の高低や急傾斜といった自然条件及び車道や集落からの距離等といった社会的条件が不利な場合は、択伐（抜き切り）による針広混交林化を目指すこととする。

一方、天然生林については、従来の計画どおり天然力を活用しながら、適正な保全・管理などにより、多様で健全な森林を目指すこととする。

その際、全ての森林は、多種多様な生物の育成・生息の場として生物多様性の保全に寄与していることを踏まえ、一定の広がりにおいて、その土地固有の自然条件に適した様々な育成段階や樹種から構成される森林となるよう配慮することとする。

さらに、これらの森林の整備及び保全の展開基盤として、林道等の路網整備の推進や保安施設等の条件整備に取り組むことに努めることとする。

本計画は、上記の基本的な考えに沿って、森林の整備及び保全の目標と、森林施業、林道等の路網整備、森林の土地の保全、保安施設等に関する事項を明らかにすることとする。

なお、計画の樹立に当たっては、全国森林計画の計画事項に即しつつ、民有林・国有林間が連携し、効率的な実行が図られるものとなるよう配慮することとする。

Ⅱ　計画事項

第１　計画の対象とする森林の区域

【市町村別面積】

区分		面積（ha）	備考
総数		115,069.24	
市町村内訳	米沢市	32,273.87	
	南陽市	9,309.98	
	高畠町	9,346.65	
	川西町	7,690.58	
	長井市	5,721.30	
	小国町	19,419.63	
	白鷹町	9,488.93	
	飯豊町	21,818.29	

※注１：　計画の対象となる森林の区域は、森林計画図において表示する民有林

※注２：　本計画の対象森林は、森林法第10条の２第１項の開発行為の許可（保安林及び保安施設地区の区域内の森林並びに海岸法第３条の規定により指定された海岸保全区域内に存する森林を除く）、同法第10条の７の２第１項の森林の土地の所有者となった旨の届出及び同法第10条の８第１項の伐採及び伐採後の造林の届出（保安林及び保安施設地区の区域内の森林を除く）の対象となる。

※注３：　森林計画図の閲覧場所は、農林水産部森林ノミクス推進課及び総合支庁森林整備課並びに関係市町村とする。

※注４：　単位未満四捨五入のため、計は一致しない。

第２　森林の整備及び保全に関する基本的な事項

１　森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

（１）森林の整備及び保全の目標

森林の整備及び保全に当たっては、山村における過疎化や高齢化の進行を踏まえ、林地生産力の高低や傾斜の緩急といった自然的条件のほか、車道や集落からの距離等といった社会的条件を勘案しつつ効率的かつ効果的に行うとともに、森林の有する多面的機能を高度に発揮させるため、森林の生物多様性の保全及び地球温暖化防止に果たす役割並びに集中豪雨の増加等の自然環境の変化も考慮しつつ、適正な森林施業の面的な実施や森林の保全の確保により健全な森林資源の維持増進を図ることとする。

具体的には、森林の有する水源涵養、山地災害防止／土壌保全、快適環境形成、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全及び木材等生産の各機能の発揮上から望ましい森林の姿を（２）の表のとおり定める。

（２）森林の整備及び保全の基本方針

（１）で掲げる森林の有する機能について、それぞれの機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林整備及び保全の基本方針を下記表のとおり定める。

また、現況が人工林のうち、林地生産力が比較的高く車道や集落からの距離が近いといった自然的・社会的条件が良い林業適地にあるものについては、植栽による確実な更新を行い、人工林を維持し、林業適地以外にあるものについては、侵入広葉樹の活用等による針広混交林化、広葉樹林化により天然林へ移行する。また、現況が天然林のものは、自然の推移に委ねることを基本としつつ、里山林等については、多面的機能の維持増進を図るため、適切な整備により利活用等を行う。さらに、林業適地以外にある人工林の天然林への移行については、クマ等の野生鳥獣の生息環境の保全・整備に向けた対策として着実に取組を進める。

【森林の有する機能ごとの森林整備及び保全の目標と基本方針】

森林の有する機能	森林の望ましい姿	森林整備及び保全の基本方針
水源涵養機能	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林	ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する森林及び地域の用水源として重要なため池、湧水地、渓流等の周辺に存する森林については、水源涵養機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進する。 具体的には、洪水の緩和や良質な水の安定供給を確保する観点 から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発 達させる施業を推進するとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小・分散を図る。また、自然的条件や県民のニーズ等に応じ、奥地水源林等の人工林について針広混交林化等により天然林への移行を推進するなど、天然力を活用した施業を推進する。 ダム等の利水施設上流部等において、水源涵養の機能が十全に 発揮されるよう、保安林の指定や適切な管理を推進することを基 本とする。
山地災害防止機能／土壌保全機能	下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林	山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがあ る森林など、土砂の流出・崩壊その他山地災害の防備を図る必要 のある森林については、山地災害防止機能／土壌保全機能の維持 増進を図る森林として整備及び保全を推進する。 具体的には、災害に強い県土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進する。また、自然的条件や県民のニーズ等に応じ、天然力を活用した施業を推進することとする。 集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、渓岸の浸食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進することを基本とする。
快適環境形成機能	樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮へい能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林	県民の日常生活に密接な関わりを持つ里山等であって、騒音や粉じん等の影響を緩和する森林及び森林が所在する位置、気象条件等からみて風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林については、快適環境形成機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進する。 具体的には、地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進する。 快適な環境保全のための保安林の指定やその適切な管理、防雪、防風等に重要な役割を果たしている森林の保全を推進する。

森林の有する機能	森林の望ましい姿	森林整備及び保全の基本方針
保健・レクリエーション機能	身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩い多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林	観光的に魅力ある高原、渓谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、県民の保健・教育的利用等に適した森林については、保険・レクリエーション機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進する。 具体的には、県民に憩いと学びの場を提供する観点から、自然的条件や県民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進する。 また、保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進する。
文化機能	史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されているなど、精神的・文化的・知的向上等を促す場としての森林	史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林においては、潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、文化機能の維持増進を図る森林として 整備及び保全を推進する。 具体的には、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進する。 また、風致の保存のための保安林の指定やその適切な管理を推進する。
生物多様性保全機能	原始的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する渓畔林等、 その土地固有の生物群集を構成する森林	全ての森林は多様な生物の生育・育成の場として生物多様性の保全に寄与している。このことを踏まえ、森林生態系の不確実性を踏まえた順応的管理の考え方に基づき、時間軸を通して適度なかく乱により常に変化しながらも、一定の広がりにおいてその土地固有の自然的条件等に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランスよく配置されていることを目指す。 とりわけ、原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する渓畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全する。 また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進する。
木材等生産機能	林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され成長量が高い森林であって、林道等の生産基盤が適切に整備されている森林	林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成されているなど、木材等の林産物の生産に適している森林については、木材等生産機能の維持増進を図る森林として整備を推進する。 具体的には、木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の材木を生育させるための適切な造林、保育、間伐等を推進することを基本として、林業適地では、将来にわたり人工林として維持する観点から、主伐後の植栽による確実な更新を行う。この場合、森林の集積・集約化や施業の機械化を通じた効率的な整備を推進することを基本とする。 また、利活用等により機能の維持増進を図る天然林では、更新補助作業を含む適切な整備を推進する。

（３）計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等

【計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態】

区分			現況	計画期末
面積（ha）	人工林		32,621	31,489
	天然林		76,312	76,568
		利活用等により機能の維持増進を図る天然林	338	426
森林蓄積（㎥/ha）			212	97

※注１：　現況については、地域森林計画樹立時点の面積である。

※注２：　人工林

主として植栽又は人工下種（種子を直接林地に播き付ける造林法をいう。）により成立している森林で伐採跡地を含む。例えば、植栽によるスギ、ヒノキ、カラマツ等からなる森林。

※注３：　天然林

主として種子の自然散布による更新、ぼう芽による更新等の天然更新により成立している森林で竹林及び未立木地を含む。例えば、天然更新によるアラカシ、クヌギ、コナラ、ブナ、コメツガ等からなる森林。

※注４：　利活用等により機能の維持増進を図る天然林

適切な整備により利活用等を促進し、多面的機能の維持増進を図る里山林等の天然林。

２　その他必要な事項

渓畔林は、水系の水資源の保全のみならず生物多様性の保全にも大きく貢献している。

渓畔林については、天然林は自然の推移に委ねてその維持を図り、人工林は間伐の実施により林床に光を入れ、自然力による針広混交林化を図るなどの整備を行い、渓畔周辺の保全と上流から下流まで森林の連続性の確保に努めることとする。

なお、「山形県水資源保全条例」に定める「水資源保全地域」内の渓畔林の整備については、特に配慮することとする。

※ 渓畔林とは、渓流沿いに成立する森林のことをいう。

第３　森林の整備に関する事項

１　森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

（１）立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針

立木の伐採（主伐）の標準的な方法は、森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進を図ることを基本とし、伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新方法を計画し、その方法を勘案して伐採を行うとともに、造林作業及び天然稚樹の生育の支障とならないよう枝条類の整理を行うものとする。また、対象森林に関する自然的条件及び社会的条件、地域における既往の施業体系、樹種の特性、木材の需要動向、森林の構成等を勘案して定めることとする。

この際、森林の生物多様性の保全のため、多種多様な森林の配置を推進することとし、多様な伐期の設定、伐採面積の縮小・分散（伐採跡地が連続することがないよう、伐採跡地間には、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保）、伐採後の更新の確保、尾根筋等の保護樹帯の設置、渓畔林の保全、樹洞木及び枯損木並びに目的樹種の成長を妨げない目的樹種以外の樹種の保残、二次的な里山林の保全管理等「森林の生物多様性を高めるための林業経営の指針」（令和６年３月林野庁策定）を踏まえた方法を定めること。

また、森林の更新及び森林の土地の保全への影響を極力抑えるため、伐採に伴い集材路の作設等を行うに当たっては、「山形県森林作業道作設指針」により、作設に伴う土砂の流出等を未然に防止し、「主伐時における伐採・搬出指針」（令和３年３月16日付け２林整整第1157号林野庁長官通知）等に基づく方法による伐採・搬出を確実に実施するものとする。

なお、立木の伐採（主伐）の標準的な方法は、市町村森林整備計画において立木の伐採（主伐）を行う際の規範として定めることとし、伐採方法別の留意点については、次に掲げるところによる。

〔皆伐〕

皆伐は、主伐のうち択伐以外のものとする。

皆伐にあたっては、気候、地形、土壌等の自然条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、伐採跡地が連続することがないよう特に留意しつつ、適切な伐採区域の形状、一箇所あたりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、適確な更新を図る。

〔択伐〕

択伐については、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として、伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うものとする。

択伐に当たっては、森林の有する公益的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう、適切な伐採率により一定の立木材積を維持する。

ア　現況が人工林の場合

林地生産力が比較的高く車道（開設が見込まれるものを含む。）や集落からの距離が近いといった自然的・社会的条件が良い林業適地にあるものについては、多様な伐期の設定や伐採面積の縮小・分散に取り組みつつ、特に効率的な施業が可能な森林の区域の設定や森林経営計画の作成等を積極的に推進することで、植栽による確実な更新を行い、これを維持する。林業適地以外にあるものについては、帯状又は群状等の伐採と侵入広葉樹の活用による針広混交林化等により、天然林へ移行する。

さらに、林地の保全、集落や主要幹線道路沿いによる雪崩や落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止及び風致の維持等のため必要がある場合には、所要の保護樹林帯を設置することとする。また、天然力の活用により下種更新やぼう芽更新を行う場合は、次のことによることとする。

①　天然下種更新を行う場合は、更新を確保するため伐区の形状、種子の結実状況、母樹の保存等について配慮することとする。

②　ぼう芽更新を行う場合には、林齢が高くなるほどぼう芽力が低下することから、伐期は30年程度とし、優良なぼう芽を発生させるため11月から４月の間に伐採することとする。

イ　現況が天然林の場合

自然の推移に委ねることを基本としつつ、里山林等については、多面的機能の維持増進を図るため、更新補助作業を含む適切な整備により利活用等を行う。

なお、所要の保護樹林帯の設置や天然力の活用により下種更新やぼう芽更新を行う場合は、アに準じることとする。

（２）立木の標準伐期齢に関する指針

立木の標準伐期齢については、主要樹種ごとに平均成長量が最大となる林齢を基準に、森林の有する公益的機能、平均伐採林齢及び森林の構成を勘案し、次のとおりとする。

なお、標準伐期齢は、立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として市町村森林整備計画で定められることであるが、標準伐期齢に達した時点で森林の伐採を義務付けるものではない。

【標準伐期齢の基準】

地区	樹　　種					
	スギ	マツ類	カラマツ	その他針	広葉樹	
					用材	その他
置賜森林計画区	50年	45年	40年	55年	75年	30年

※ この基準は、保安林の指定施業要件の基準を用いている。

（３）その他必要な事項

木材等生産機能森林における伐採量は、森林の有する公益的機能の維持増進を図りながら継続的・安定的に木材等を生産するために、伐採しようとするある一定の区域内の成長量程度にとどめることとする。

また、水源涵養等の公益的機能を維持増進する必要のある森林については、市町村森林整備計画において定められる伐採方法によることとする。

なお、上記に関係なく、保安林及び保安施設地区内の森林については、保全対象又は受益対象を同じくする森林ごとに制限の目的の達成に必要な施業を行うこととする。

２　造林に関する事項

（１）人工造林に関する指針

人工造林については、将来にわたり人工林を維持する自然的・社会的条件の良い林業適地のほか、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林において行うこととする。

ア　人工造林の対象樹種に関する指針

人工造林の対象樹種は、適地適木を旨とし、広葉樹や郷土樹種も考慮に入れて、自然的条件等に適合するとともに、木材需要にも配慮して定めることとし、標準的な人工造林の対象樹種は、スギ、カラマツ、アカマツ、ブナ、ナラを主体とする。また、苗木の選定に当たっては、成長等に優れた特定母樹由来の苗木や花粉の少ない苗木（「スギ花粉発生源対策推進方針」（平成13年６月19日付け13林整保第31号林野庁長官通知）の別紙で定める花粉の少ない苗木と認めたスギ・ヒノキ苗木をいう。以下同じ。）の積極的な活用に努めるとともに、広葉樹の苗木については、生物多様性保全の観点から採取地が明らかな種穂を用いた苗木の選定に努めるものとする。

なお、人工造林の対象樹種は、市町村森林整備計画において人工造林を行う際の樹種の選択の規範として定めることとする。

イ　人工造林の標準的な方法に関する指針

人工造林の標準的な方法は、森林の適確な更新を図ることを旨とし、自然的条件、既往の造林方法等を勘案して定めることとする。

なお、人工造林の標準的な方法（樹種別及び仕立ての方法別の標準的な植栽本数を含む。）は、市町村森林整備計画において人工造林を行う際の規範として定めることとする。

①　人工造林の植栽本数

人工造林における植栽本数については、次の植栽本数を標準として、多様な施業体系や生産目標を勘案して定めることとするが、省力化を含めた効率的な施業実施の観点から、技術的合理性に基づき、現地の状況に応じた柔軟な植栽本数の選択について配慮しつつ、コンテナ苗の活用や低密度植栽の導入に努めることとする。

【人工造林の植栽本数】

樹種	仕立て方法	植栽本数
スギ	中仕立て、密仕立て	2,000～3,000本/ha

※ 保安林で植栽指定のある場合は、指定された樹種及び本数を植栽すること。

スギ以外の樹種については、林地の生産力、自然条件等を考慮して定めることとする。

また、混交林化を図る場合の樹下植栽にあっては、上層木の賦存状況を勘案して定めることとする。

② 人工造林の標準的な方法

a 地拵えの方法

灌木類、笹等は出来るだけ地際より伐倒又は刈り払いし、発生した支障木等は植栽や保育作業の支障とならないように筋置き等により整理することとし、併せて気象害や林地の保全に配慮することとする。

b 植栽時期

植栽時期は、春又は秋植えとするが、極力乾燥時期を避けるなど苗木の生理的条件及び地域の気象条件等を考慮の上、適期に植え付けることとする。

c 植え付け方法

植え付けの方法は、十分な植穴を確保して植え込みむ方法で、植栽配列は正方形状を標準とする。

なお、再造林の場合は、作業効率の向上等からコンテナ苗の活用や車両系伐出機械を活用した伐採と造林の一貫作業システムの導入に努めることとする。

ウ 伐採跡地の人工造林をすべき期間に関する指針

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復並びに森林資源の造成を図るため、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して、皆伐によるものについては、２年以内、択伐によるものについては、５年以内に更新を図ることとする。

なお、伐採跡地の人工造林をすべき期間は、市町村森林整備計画において人工造林を行う際の規範として定めることとする。

エ 皆伐後の更新に関する指針

将来にわたり人工林として維持する森林において皆伐する場合は、植栽による更新を行うことを原則とする。更新にあたっては、「山形県における皆伐・更新施業の手引き」によることとする。

また、人工林を天然林に転換することを目的として皆伐する場合は、後継樹が確実に確保できる場合にのみ行うことを原則とする。

（２）天然更新に関する指針

天然更新については、天然下種更新における前生稚樹の生育状況、ぼう芽更新における伐採時の林齢や根元直径等の対象森林の現況、周辺森林を含めた母樹の分布状況や鳥獣害の状況、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力を活用することにより適確な 更新が図られる森林において行うこととする。

天然生林の更新は、天然下種更新及びぼう芽更新とするが、これにより難い場合は、適地適木や在来樹種等を考慮して植栽することとする。

ア 天然更新の対象樹種に関する指針

天然更新の対象樹種は、適地適木を旨とし、自然条件、周辺環境等を勘案し定めることとする。天然更新の主な対象樹種は、マツ類等の針葉樹及びナラ類、カエデ類、サクラ類、ブナ、クリ、ケヤキ、ホオノキ、シナノキ、エゴノキ等の高木と成り得る広葉樹（以下「高木性広葉樹」という。）とする。

なお、天然更新の対象樹種（後継樹として更新の対象とする高木性の樹種に限る。）は、市町村森林整備計画において天然更新を行う際の規範として定めることとする。

イ　天然更新の標準的な方法に関する指針

森林の適確な更新を図るため、天然更新の対象樹種について、天然更新すべき立木の本数、天然下種更新及びぼう芽更新の別に応じた天然更新補助作業の標準的な方法並びに伐採跡地の天然更新の完了を確認する方法を下記のとおりとする。

なお、天然更新林の標準的な方法は、市町村森林整備計画において天然更新を行う際の規範として定めることとする。

①　天然更新すべき本数

天然更新すべき本数は、「山形県における天然更新完了基準」の６により、伐採後５年を経過した時点で、更新対象樹種のうち樹高が1.2m以上の稚樹、幼樹、若齢木、ぼう芽枝等の合計本数が2,500本/ha以上とする。ただし、ぼう芽更新については、芽かき等を実施した後の本数は2,000本/ha以上とする。

②　天然下種更新の標準的な方法

a　ササや粗腐植の堆積等により天然下種更新が阻害されている箇所では、かき起しや枝条整理等の地表処理を行うこととする。

b　ササなどの下層植生により天然稚樹の生育が阻害されている箇所については刈出しを行うこととする。

c　天然稚樹等の生育状況等を勘案し、天然更新の不十分な個所に必要な本数を植込むこととする。

③　ぼう芽更新の標準的な方法

ぼう芽更新では、樹種や林齢等により一株から多数のぼう芽稚樹が発生する場合があるため、ぼう芽の発生状況等を考慮の上、必要に応じて芽かきを行うこととする。

④　天然更新の完了確認の方法

天然更新の完了確認の方法は、伐採跡地に標準地を設定し、後継樹の樹高及び成立本数を調査するものとし、具体的な調査方法は、「山形県における天然更新完了基準」の７に基づき、市町村が定める基準（県の基準を用いることも可）によることとする。

ウ　伐採跡地の天然更新をすべき期間に関する指針

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を図るため、伐採が終了した日を含む翌年度の初日から起算して５年を経過する日までとする。ただし、上記までに天然更新すべき本数が満たない場合は、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して７年を経過する日までに天然更新すべき立木の本数を満たすよう天然更新補助作業又は植栽を行うこととする。

なお、伐採跡地の天然更新をすべき期間は、市町村森林整備計画において天然更新を行う際の規範として定めることとする。

（３）植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針

ぼう芽更新に適した立木や天然下種更新に必要な母樹の賦存状況、天然更新に必要な更新樹種の立木の生育状況、林床や地表の状況、病虫害及び鳥獣害の発生状況、当該森林及び近隣の主伐実施箇所における天然更新の状況等を勘案して、天然更新が期待できない森林について、適確な更新を確保することとし、高木性の樹種の天然更新が期待できない以下のような森林については、植栽により更新を図ることとする。

① ぼう芽更新に適した立木や天然下種更新に必要な母樹が残存しない森林。

② 高木性の樹種の天然稚樹の生育が期待できない森林。

③ 面積の大きな針葉樹人工林であって、林床に木本類が見られないもののうち、気候、地形、土壌条件、周囲の森林の状況等により、皆伐後も木本類の侵入が期待できない森林。

なお、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林等の基準は、市町村森林整備計画において定めることとする。

（４）その他必要な事項

ア　木材等生産機能維持増進森林において推進すべき造林に関する事項

木材等生産機能維持増進森林においては、持続的・安定的な木材等の生産を図るため、自然的条件や経営目的に応じて、多様な木材需要に応じた樹種及び径級に対応できるよう、適切な造林を推進し、森林の健全性を確保することとする。

イ　集落や主要幹線道路沿いの伐採跡地において推進すべき造林に関する事項

集落や主要な幹線道路沿いの急斜面地等の伐採跡地において雪崩や落石等の被害が危惧される場合は、適切な造林により早期の成林回復に努めることとする。

３　間伐及び保育に関する事項

（１）間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針

森林資源の質的向上を図るとともに、適度な下層植生を有する適正な林分構造や根の発達を促すことを旨とし、地域における既住の平均伐期齢や間伐方法を勘案して、育成段階にあっては、伐採後、一定の期間内に林冠がうっ閉するよう、間伐の回数、実施時期、間隔、間伐率等を次のとおり定めることとする。

なお、間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法は、市町村森林整備計画において間伐を行う際の規範として定めることとする。

ア　施業方法別の間伐の指針

間伐については、材積に係る伐採率が35%以下であり、かつ、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算しておおむね５年後において、その森林の樹冠疎密度が10分の８以上に回復することが確実であると認められる範囲内で実施することとする。

【施業方法別の間伐の指針】

施業方法	標準的な間伐方法の指針
人工林	間伐時期は、林冠がうっ閉（隣り合わせた樹木の葉が互いに接して葉の層が林地を覆ったようになることをいう。）して立木間の競争が生じ始めた時期を開始時期とするとともに、適度な下層植生を有する適正な林分構造が維持されるよう既往の間伐方法の成果なども勘案し、間伐時期及び間伐率（伐採率）を定めることとする。

イ　間伐実施時期及び方法の目安

【間伐実施時期及び方法の目安】

樹種	植栽本数（本/ha）	施業体系	間伐を実施すべき標準的な時期(年)と本数間伐率							間伐方法
			初回	２回目	３回目	４回目	５回目	６回目	７回目	
スギ	2,500	人工林（少雪地帯）生産目標：中・大径材	(14)	(17)	26	35	44	55＃	－	生産目標、生産力及び気象条件等を考慮するとともに、林分密度管理図及び林分収穫予想表等によって、適正な本数になるよう実施する。
			6%	7%	8%	17%	18%	15%	－	
	2,500	人工林（多雪・豪雪地帯）生産目標：中・大径材	(14)	(17)	26	33	41	51＃	－	
			6%	11%	15%	15%	20%	18%	－	
	3,000	人工林（少雪地帯）生産目標：中・大径材	(13)	(17)	26	35	44	55＃	－	
			11%	13%	12%	17%	18%	15%	－	
	3,000	人工林（多雪・豪雪地帯）生産目標：中・大径材	(13)	(16)	20	26	33	41	51＃	
			8%	9%	14%	16%	15%	20%	18%	

※注１：　この表は山形県スギ林分収穫予想表の内陸地域、地位３による。
※注２：　＃は標準伐期齢を超える生産目標の施業を実施する場合の間伐時期です。
※注３：　（　）書きは除伐または間伐で、生育状況により実施するものとします。
※注４：　少雪地帯は最深積雪深年平均値100cm未満の地帯、多雪・豪雪地帯は100～400cm未満の地帯。

（２）保育の標準的な方法に関する指針

保育の種類は、下刈り、つる切り、除伐及び鳥獣害防止対策等とし、目的樹種の樹木の成長を助け、健全な森林の育成を図ることを旨とし、地域の既住の保育の方法を勘案して、時期、回数、作業方法を定めることとする。

なお、保育の標準的な方法は、市町村森林整備計画において森林の保育を行う際の規範として定めることとする。

【保育の標準的な方法】

保育の種類		樹種	実施林齢・回数																			
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20～30
雪起し	少雪	スギ			△	○	○	○	○	○	○	△										
	多雪				△	○	○	○	○	○	○	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	
	豪雪																					
下刈			○	○	◎	◎	◎	○	○	○	△	△	△									
除伐															△	△	△	△	△	△	△	
枝打ち															△	△	△	△	△	△	△	△
つる切り															△	△	△	△	△	△	△	
根踏み				△																		
林地肥培				△	△	△									△	△	△	△	△	△	△	△
鳥獣害防止対策			△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△

※注１：　◎は年２回、○は年１回、△は必要に応じて実施。
※注２：　少雪地帯は最深積雪深年平均値100cm未満の地帯、多雪・豪雪地帯は100～400cm未満の地帯。
※注３：　保育作業を必要としない場合は基準内であっても作業を打切り、必要な場合は基準を超えても作業を継続するものとする。

【保育種類別の作業方法】

保育の種類	作業方法
雪起し	幹の通直性を高めるとともに林分の健全性と成林率の向上のため、消雪後直ちに行うこととする。
下刈り	植栽樹種の成長を阻害する草本植物等を除去し、植栽樹種の健全な育成を図るために、局地的気象条件、植生の繁茂状況に応じた適切な時期に、適切な作業方法により行うこととする。また、実施時期については、植栽樹種の生育状況、植生の種類及び植生高により判断することとする。
つる切り	植栽樹種に巻き付いたつるを切除し、植栽樹種の健全な成長を図るため、つる類の繁茂状況に応じて下刈や除伐と併せて行うことを基本とする。
除伐	樹冠がうっ閉する前の森林において、植栽樹種の成長を阻害する侵入木（不用木）や、形質不良な造林木（不良木）を除去し、植栽樹種の健全な成長を図るため、森林の林況に応じて適時適切に行うこととする。この場合、急激な環境変化が生じないように配慮するため、植栽樹種外であっても、その生育状況や公益的機能の発揮及び将来の利用価値を勘案し、有用なものは保存し育成することとする。
枝打ち	病虫害発生の予防や、材の完満度を高め優良材を得るために、樹木の成長休止期（最適期は晩冬から成長開始直前の早春）にかけて行うこととする。
鳥獣害防止対策	野生鳥獣による樹木等への被害が見込まれる森林において、植栽樹種の成長を阻害する野生鳥獣を防除するため、施業と一体的に行う防護柵等の鳥獣害防止施設等の整備や捕獲等を行うこととする。

（３）その他必要な事項

ア　木材等生産機能の維持増進を図る森林においては、森林の健全性を確保するため、自然条件や経営目的に応じ、適切な保育及び間伐を推進することとする。

イ　搬出間伐については、列状間伐施業や施業団地の集約化を図りながら路網整備と効率的な先進的な林業機械を組み合せた低コスト作業システムの導入に努めることとする。

４　公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

市町村森林整備計画で定める「公益的機能別施業森林等の区域及び当該区域内における施業の方法」に関する指針は次のとおりとする。

（１）公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針

ア　区域の設定の基準

森林の有する公益的機能の別に応じて当該公益的機能の維持増進を特に図るための森林施業を推進すべき森林の区域は、第２の１の（１）に示す森林の有する機能のうち、水源涵養機能、山地災害防止機能／土壌保全機能、快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能、文化機能及び生物多様性保全機能の高度発揮が求められており、森林の有する機能ごとの森林整備及び保全の基本方針を踏まえつつ、これらの公益的機能の維持増進を図るための森林施業を積極的かつ計画的に実施することが必要かつ適切と見込まれる森林の区域について設定することとする。

なお、この場合、各公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域が重複するときは、それぞれの機能の発揮に支障がないよう定めることとする。

イ　施業の方法に関する指針

【森林施業の方法に関する指針】

公益的機能別 施業森林の区分	森林施業の方法に関する指針
水源涵養機能維持増進森林	伐採に伴う裸地化による影響を軽減するため、皆伐面積の規模の縮小や分散をするほか、伐採の長期化（標準伐期齢＋10年）を図ることとし、１箇所当たりの皆伐面積は20ha以下とする。 林業適地以外にあるものについては、帯状又は群状等の伐採と侵入広葉樹の活用による針広混交林化等により、天然林へ移行する。
山地災害防止機能／土壌保全機能維持増進森林 快適環境形成機能維持増進森林 保健・レクリエーション機能維持増進森林	特に公益的機能の発揮を図る森林については、択伐による複層林施業を行うこととし、それ以外の森林については択伐以外の複層林施業を行うこととする。ただし、適切な伐区の配置等により、一部を皆伐しても機能の発揮が確保できる場合には、長伐期施業（標準伐期齢のおおむね２倍以上に相当する林齢で主伐を行う施業）を行ったうえで皆伐することも可能とする。この場合、伐採面積の縮小・分散を図ることとし、１箇所当たりの皆伐面積は20ha以下とする。 なお、保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林で、特に、地域独自の景観等が求められ、風致の優れた森林の維持又は造成を必要とする場合は、特定の樹種の広葉樹を育成することとする。

（２）木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針

ア　区域の設定の基準

木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域は、林木の生育が良好な森林で、地形、地理等から効率的な森林施業が可能な区域について設定するとともに、この区域のうち特に効率的な施業が可能な森林の区域を設定することとする。当該区域が（１）の区域と重複する場合には、それぞれの機能の発揮に支障がないように定めることとする。

また、当該区域のうち自然的・社会的条件が良い林業適地にあるものについては、６（３）の特に効率的な施業が可能な森林の区域として設定することとする。

イ　施業の方法に関する指針

【森林施業の方法に関する指針】

機能森林の区分	森林施業の方法に関する指針
木材等生産機能維持増進森林	森林の公益的機能の発揮に留意しつつ、路網整備、森林施業の集約化・機械化等を通じた効果的な森林整備を推進することとし、多様な木材需要に応じた継続的・安定的な木材等の生産が可能となる森林資源構成となるよう、適切な保育及び間伐等の実施並びに計画的な主伐と植栽による確実な更新に努めることとする。 なお、将来にわたり人工林として維持する森林では、主伐後の植栽による更新を行うことを原則とする。

（３）その他必要な事項

公益的機能別森林施業の設定に当たっては、自然的社会的経済的諸条件を総合的に勘案して、森林所有者が受忍し得る範囲で定めることとする。

５　林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

（１）林道（林業専用道を含む。以下同じ）等の開設及び改良に関する基本的な考え方

林道等路網の開設については、森林の整備及び保全、木材の生産及び流通を効果的かつ効率的に実施するため、傾斜等の自然条件、事業量のまとまり等地域の特性に応じて、環境負荷の低減に配慮しつつ推進する。

その際、先進的な林業機械開発の進展状況等も考慮しながら、傾斜区分と導入を図る作業システムに応じた目指すべき路網整備の水準を踏まえつつ、林道（林業専用道含む。）及び森林作業道を適切に組み合わせて整備（既設路網の改良含む。）する。

また、林道の整備については、森林の利用形態や地形・地質等に応じ林業専用道を導入するなど、丈夫で簡易な規格・構造を柔軟に選択するとともに、自然条件や車道や集落からの距離等といった社会的条件が良好で、将来にわたり人工林として維持する森林を主体に、効率的な施業や木材の大量輸送等への対応の視点を踏まえ推進する。特に林道の開設については、自然的条件及び社会的条件が良い林業適地において森林の集積・集約化を進めているような地域等を主体に行い、災害の激甚化や走行車両の大型化、未利用材の収集運搬の効率化に対応し、河川沿いを避けた尾根寄りの線形選択、余裕のある幅員や土場等の適切な設置、排水施設の適切な設置等を推進する。また、既設林道の改築・改良については、走行車両の大型化等に対応できるよう、曲線部の拡幅や排水施設の機能強化など質的な向上を図る。

【基幹路網の現状】

区分	路線数	延長(km)
基幹路網	174	458
うち林業専用道	－	－

※ 出典：森林ノミクス推進課森林保全担当　林道現況資料による（令和７年度末時点）
　　注：上記の基幹路網には、林道の軽車道を含んでいない。

【路網整備の基本的な考え方】

区　分	内　　容
林道	一般車両の走行を想定
林業専用道	10ｔ積みトラック等の森林施業用の車両の走行を想定
森林作業道	集材、造材、運材の作業を行う林業機械の走行を想定

（２）効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方

効率的な森林施業を実施するため、林道、林業専用道、森林作業道からなる路網と高性能林業機械を組み合せた低コストで効率的な作業システムに対応したものとする。

その際、傾斜区分別の目指すべき路網密度の水準、作業システムは次のとおりとする。

【傾斜区分別の路網密度と作業システム】

区　分	作業システム	路網密度（m/ha）	
			基幹路網
緩傾斜地（0°～25°以下）	車両系作業システム	100　以上	35　以上
中傾斜地（25°～30°）	車両系作業システム	75　以上	25　以上
	架線系作業システム	25　以上	25　以上
急傾斜地（30°～35°）	車両系作業システム	60　以上	15　以上
	架線系作業システム	15　以上	15　以上
急峻地　（35°～）	架線系作業システム	5　以上	5　以上

※注１：　山形県森林作業道作設指針（R3.4.8制定）引用
※注２：　「車両系作業システム」とは、林内にワイヤーロープを架設せず、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積、運搬するシステム。フォワーダ等を活用するものとする。
※注３：　「架線系作業システム」とは、林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させて木材を吊り上げて集積するシステム。タワーヤーダ等を活用するものとする。

（３）路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）の基本的な考え方

地域における人工林資源が充実しており、量的なまとまりをもって県産木材を伐採・搬出できる区域や、地域の森林の資源状況を勘案しながら、森林の集積・集約化や低コスト作業システムの導入により持続的に木材を生産することが可能な区域とする。

（４）路網の規格・構造についての基本的な考え方

路網整備にあたっては、適切な規格・構造の路網の整備を図る観点から、「林道規程」（昭和48年 4月 1日付け48林野道第 107号林野庁長官通知）、「林業専用道作設指針」（平成22年 9月 4日付け22林整整第 602号林野庁長官通知）、「森林作業道作設指針」（平成22年11月17日付け林整整第 656号林野庁長官通知）を基本とし、県が定める「林業専用道作設指針及び運用細則」（平成23年1月 4日付け 1森第17号制定）と「山形県森林作業道作設指針」（令和３年 4月 8日付け森林第64号制定）に則り開設することとする。

（５）林産物の搬出方法等

ア　林産物の搬出方法

林産物の搬出については、森林の更新及び森林の土地の保全への影響を極力抑えつつ、効率性を確保するよう、傾斜等の地形、地質、土壌の条件に応じた適切な方法により行う。

特に、制限林以外の森林であって、地形、地質、土壌等の関係から判断して搬出方法を特定しなければ土砂の流出又は崩壊等を引き起こす恐れがあり、森林の更新に支障を生ずると認められる森林での搬出方法は、地表の損傷を極力避けるため、ウインチ等による集材を採用することにより、重機械類の林内走行を極力控え、集材等についても既存路網の使用を主体に路網の新設を最小限にとどめることとする。

イ　更新を確保するための林産物の搬出方法を特定すべき森林の所在及びその搬出方法

該当なし。

（６）その他必要な事項

民有林と国有林が隣接している地域などについては、民有林・国有林間で連絡調整を図りつつ、効率的な路網整備を進めていくこととする。

なお、路網整備にあたっては、効率的な森林施業を確保するため、土場、作業施設その他森林整備に必要な施設の整備と一体となって計画的に実施することとする。

６　委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項

（１）森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大及び森林施業の共同化に関する方針

委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施等については、施業集約化と長期施業受委託等に必要な森林情報の提供及び助言・あっせんなどを推進し、長期にわたり持続的な経営を実現できる林業経営体への委託を進める。

その際、長期の施業等の委託が円滑に進むよう、森林の土地所有届出制度の運用や固定資産課税台帳情報の適切な利用を通じて、得られた情報を林地台帳に反映するなどして、森林所有者情報の精度向上を図るとともに、その情報提供を促進する。あわせて、航空レーザ測量等により整備した森林資源情報の公開を促進し、面的な集約化を進める。このほか、施業集約化等を担う森林施業プランナーの育成を進める。

これらの取組に加え、森林経営管理制度の活用により経営管理の集積・集約化を進める。

また、森林施業の共同実施、作業路網の維持運営等を内容とする施業実施協定の締結等により、森林所有者等の共同による施業の確実な実施を促進する。

あわせて、森林の適切な整備及び保全を推進するための条件整備として、境界の整備など森林管理の適正化を図る。

（２）森林経営管理制度の活用の促進に関する方針

森林の経営管理（自然的経済的社会的諸条件に応じた適切な経営又は管理を持続的に行うことをいう。以下に同じ。）を森林所有者自らが実行できない場合には、市町村が経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に再委託するとともに、再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林については市町村が自ら経営管理を実施する森林経営管理制度の活用を促進するものとする。

特に、林業経営に適した森林については、地域の関係者の協議による集約化構想の作成、権利集積配分一括計画による権利設定、林業経営体へのあっせんなど、林業経営体への森林の集積・集約化に向けた取組の促進に関する方針を定めるものとする。また、所有者不明森林への対応については、森林所有者の探索、間伐等経営管理権の設定、特例措置の活用などの取組を促進するものとする。

（３）特に効率的な施業が可能な森林の区域に係る基準及び当該区域内における施業の方法に係る指針

ア　区域の設定の基準

特に効率的な施業が可能な森林の区域については、林地生産力、標高、積雪深、斜面方位や傾斜角といった自然条件や、その他作業性等を考慮したうえで、地域の実情に応じて面的に定めることとする。

イ　施業の方法に関する指針

【森林施業の方法に関する指針】

機能森林の区分	森林施業の方法に関する指針
特に効率的な施業が可能な森林	森林施業の方法として、生産目標木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための造林、保育、間伐、伐採の方法等を定めるとともに、保育及び間伐等の実施、造林については、主伐後の植栽による確実な更新を行うこととする。 また、森林の集積・集約化や施業の機械化等を通じた効率的な森林整備を推進するとともに、原則、植栽による更新を行うこととする。

（４）林業に従事する者の養成及び確保に関する方針

林業に従事する者の養成及び確保については、就業相談会の開催、林業大学校等で学ぶ青年や新規就業者、現場技能者に対する知識・技術の習得等により、段階的かつ体系的な人材育成を促進する。また、林業従事者の通年雇用化、社会保険の加入促進、技能等の客観的な評価の促進等により、他産業並みの所得水準の確保に向けて取り組むとともに、労働安全対策を強化し労働環境の改善を図る。

これらと合わせ、森林組合等の事業連携等や林業経営体の法人化・協業化等の促進、スマート林業技術の導入などによる経営基盤及び経営力の強化等により、長期にわたり持続的な経営を実現できる林業経営体を育成するとともに、林家等に対する経営手法・技術の普及指導に積極的に取り組む。

あわせて、新規の森林所有者、若手林業後継者及び林業グループに対し、経営手法や技術の普及指導を図り、後継者等が安定して林業経営を維持できるよう支援する。

（５）作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針

作業システムの高度化については、置賜地域の地形、気候等の自然的条件に適合し、森林施業の効率化、作業の省力化・軽労化等を推進するため、遠隔操作、自動運転、林内走行等を含むスマート林業技術が実装された機械の導入と稼働率の向上を図る。その際、ＩＣＴの活用等により、木材の生産管理の効率化に努める。

また、傾斜等の自然条件、路網整備状況、森林施業の集約化状況に応じた作業システムを効率的に展開できる技術者・技能者の養成を計画的に推進するほか、林業機械のリースやレンタルの活用、共同利用など、林業機械の利用体制の整備について積極的に取り組む。

さらに、森林施業の集約化状況や地域の特性に応じつつ、主伐及び間伐や、複層林への誘導に必要な施業を効果的かつ効率的に実施するため、路網と先進的な林業機械を組み合わせた低コスト・高効率な作業システムの導入とその普及及び定着を推進する。

なお、地形、経営形態等地域の特性に応じた機械作業システムの目標は、次のとおりとする。

【傾斜区分別の路網密度と高性能林業機械の組み合せ】

傾斜区分	作業システム	機械クラス	路網密度(m/ha)	作業システムの例				
				伐木	集材	造材	積込	搬出
緩傾斜地 (0°～25°以下)	車両系	0.25級 ～ 0.45級	概ね 100 以上	チェーンソー 又は ハーベスタ	グラップル 又は ハーベスタ	プロセッサ 又は ハーベスタ	フォワーダ 又は グラップル	フォワーダ
中傾斜地 (25°～30°以下)	車両系 架線系	0.25級 ～ 0.45級	概ね 25～75 以上	チェーンソー 又は ハーベスタ	グラップル 又は ハーベスタ	プロセッサ 又は ハーベスタ	フォワーダ 又は グラップル	フォワーダ
急傾斜地 (30°～35°以下)	車両系 架線系	0.25級 ～ 0.45級	概ね 15～60 以上	チェーンソー	スイングヤーダ 又は タワーヤーダ	プロセッサ 又は ハーベスタ	フォワーダ 又は グラップル	フォワーダ
急峻地 (35°～　　)	架線系	0.20級	概ね 5 以上	チェーンソー	スイングヤーダ 又は タワーヤーダ	プロセッサ 又は ハーベスタ	フォワーダ 又は グラップル	フォワーダ

※参考：山形県森林作業道作設指針（H23.3.24制定）
※ハーベスタ　　：伐採、枝払い、玉切りから集材までを一貫して行う機械
※プロセッサ　　：土場で全幹集材した材の枝払い、玉切りを専用に行う機械
※フォワーダ　　：玉切りした短幹材を荷台に積んで、運ぶクレーン付きの集材専用の車両
※スイングヤーダ：主索を用いない簡易索張方式に対応し、バックホウ等を台車として、そのアームをタワーとして使用する機械。
※タワーヤーダ　：架線集材できる人工支柱を装備した移動可能な集材機

（６）林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針

木材加工・流通体制の整備については、地域における木材の需要や森林資源の保続を確保する取組の実施状況も踏まえて、木材加工流通施設の高効率化、規模拡大、工務店等との連携による特色ある取組等を通じ、建築、土木、製紙、エネルギー等の多様な分野における需要者のニーズに即した品質や強度性能の明確な木材製品を低コストで安定的に供給し得る体制の整備の推進に努める。

また、合法的に伐採されたことが確認できた木材・木材製品を消費者・実需者が選択できるよう、合法伐採木材等の流通及び利用について、関係者一体となって推進するよう努める。

（７）その他必要な事項

森林の多面的機能の発揮に重要な役割を果たしている山村の振興の観点から、林業及び木材産業の成長発展や、森林空間の活用による就業機会の創出、生活環境の整備により、山村における定住を促進する。また山村地域と多様に関わる関係人口の拡大を図るため、環境教育やレクリエーション等の場としての森林空間の活用の推進により、都市と山村の交流を促進する。さらに、自伐林家をはじめ、地域住民やＮＰＯ等の多様な主体による森林資源の利活用等を進める。

第４　森林の保全に関する事項

１　森林の土地の保全に関する事項

（１）樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区

保安林等の制限林のほか、山腹崩壊、崩壊土砂流出及び地すべり危険地区については、樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意することとし、その区域、面積及び留意すべき事項については、次のとおり定めます。

【樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区】

森林の所在		面積 (ha)	留意すべき事項	備考
市町村	区域（林班）			
総数		4,904.3		
米沢市	2,3,4,5,12,13,36,49,80,93,94,143,144,166,169,253,254,257,258,321,353,366,411,459,464,562,563,573,574,575	79.0		山腹崩壊
	5,6,7,17,26,27,28,29,30,31,32,35,36,39,40,41,42,48,49,50,51,52,53,55,56,57,58,59,60,61,62,63,64,65,66,67,68,72,74,80,83,100,104,108,109,111,112,114,116,117,118,119,120,121,122,123,124,125,126,127,128,129,130,131,132,133,134,135,136,151,152,157,158,168,175,176,177,179,180,181,182,183,184,185,186,187,188,189,190,191,192,193,194,195,196,197,198,199,207,208,210,211,212,213,214,215,216,217,219,222,226,227,228,229,230,231,232,233,234,243,244,246,247,248,249,252,253,254,255,256,257,258,260,262,263,264,265,266,267,268,269,270,271,272,273,274,275,276,277,278,279,280,281,283,284,285,287,288,289,290,298,299,300,303,304,305,306,307,308,309,310,311,312,313,314,315,316,317,318,319,320,321,322,323,324,325,326,327,328,329,330,331,332,333,334,335,338,339,340,341,342,343,344,345,346,347,348,349,356,357,358,370,371,372,374,375,376,377,378,379,380,381,382,383,384,385,386,387,388,389,390,391,392,393,394,396,397,398,399,400,405,406,410,412,416,419,420,421,422,423,424,425,426,427,428,429,430,431,432,433,434,435,436,439,444,445,446,447,448,449,450,451,452,453,454,455,456,458,459,460,461,462,463,464,465,466,467,469,470,471,472,473,474,475,476,477,478,479,480,481,482,483,484,485,486,487,488,489,490,491,492,493,494,495,496,497,498,499,500,501,502,503,504,505,506,507,508,509,510,511,512,513,514,515,519,520,521,522,524,525,526,527,528,529,530,531,532,533,534,535,536,537,538,539,540,541,542,543,544,545,546,559,560,561,562,564,565,566	133.6	１．保安林等制限林 制限林の施業方法によるものとする。 ２．その他の区域 「第４の１（３）土地の形質の変更に当たって留意すべき事項」に準ずる。	崩壊土砂流出
	90,91,226,232,244,285,286,287,288,289,290,298,299,300,329,335,338,339,340,341,342,343,344,345,348,349,350,351,479,480,485,486,487,488,537,542,543,544,545,546, 547,548	576.0		地すべり

森林の所在		面積 (ha)	留意すべき事項	備考
市町村	区域（林班）			
南陽市	11, 15, 26, 27, 66, 102, 109, 138, 144, 146, 147, 156, 158, 177, 178, 179, 180, 182, 183, 185, 212, 213	79.0	１．保安林等制限林 制限林の施業方法によるものとする。 ２．その他の区域 「第４の１（３）土地の形質の変更に当たって留意すべき事項」に準ずる。	山腹崩壊
	8, 12, 13, 14, 15, 16, 17, 28, 30, 31, 33, 34, 35, 36, 37, 38, 39, 40, 41, 42, 43, 44, 45, 46, 47, 48, 49, 52, 53, 56, 57, 58, 59, 60, 61, 63, 64, 65, 66, 67, 68, 69, 75, 76, 77, 80, 81, 82, 83, 84, 85, 86, 87, 88, 89, 90, 91, 93, 95, 96, 97, 98, 99, 100, 101, 106, 107, 108, 109, 110, 112, 113, 114, 115, 116, 117, 118, 119, 120, 121, 122, 123, 125, 126, 127, 128, 130, 131, 132, 133, 134, 136, 137, 138, 139, 140, 141, 142, 143, 144, 145, 157, 159, 182, 183, 184, 185, 186, 187, 199, 200, 204, 208, 211	30.7		崩壊土砂流出
	85, 87, 88, 89, 91, 92, 93, 94, 104, 105, 106, 107, 108, 115, 116, 117, 118, 119, 120, 121, 125, 126, 127, 128, 130, 132, 133, 134, 135, 136, 137, 138, 139, 142, 143, 146, 150, 151, 152	746.0		地すべり
高畠町	17, 19, 26, 29, 30, 31, 32, 33, 56, 65, 69, 84, 90, 91, 93, 94, 100, 164	68.0		山腹崩壊
	6, 7, 8, 9, 13, 29, 30, 31, 38, 39, 40, 41, 47, 48, 49, 50, 51, 56, 57, 58, 60, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 68, 69, 70, 71, 72, 74, 75, 76, 77, 87, 88, 90, 95, 98, 99, 103, 104, 106, 111, 112, 113, 114, 117, 118, 119, 120, 121, 122, 123, 124, 125, 126, 127, 128, 129, 130, 131, 132, 135, 136, 137, 138, 139, 140, 141, 142, 143, 144, 145, 146, 147, 149, 155, 156, 157, 158, 159, 164	55.5		崩壊土砂流出
川西町	34, 46, 48, 52, 53, 79, 80, 81, 83	27.0		山腹崩壊
	10, 11, 13, 18, 19, 20, 21, 22, 23, 24, 25, 36, 39, 40, 41, 43, 44, 45, 46, 49, 51, 52, 54, 55, 56, 57, 58, 60, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 68, 69, 70, 71, 72, 73, 74, 75, 76, 77, 78, 79, 80, 81, 82, 83, 84, 85, 86, 87, 88, 89, 91	55.0		崩壊土砂流出
	16, 17, 18, 44, 58, 60, 64, 65, 67, 74, 83, 84, 85	42.2		地すべり
長井市	1, 25, 42, 54, 55, 56, 57, 64, 65, 67, 73, 74, 78, 82, 83, 84, 85, 86, 87, 88, 89, 90, 92, 93	49.0		山腹崩壊
	1, 2, 3, 4, 24, 25, 26, 27, 28, 29, 30, 31, 32, 33, 37, 38, 39, 40, 41, 42, 43, 44, 45, 46, 47, 48, 49, 51, 52, 53, 54, 56, 57, 58, 59, 69, 73, 74, 75, 77, 78, 79, 80, 81, 83, 85, 86, 88, 89, 91, 94	26.3		崩壊土砂流出
小国町	14, 16, 17, 19, 31, 53, 54, 55, 57, 65, 66, 67, 171, 192, 216, 217, 231, 232, 245, 253, 254, 325, 350	121.0		山腹崩壊
	4, 5, 6, 7, 8, 9, 10, 11, 12, 13, 14, 15, 16, 17, 26, 27, 30, 31, 32, 64, 65, 66, 67, 69, 70, 72, 98, 99, 100, 101, 102, 103, 104, 110, 111, 113, 114, 115, 116, 117, 118, 122, 123, 124, 125, 126, 130, 137, 138, 139, 143, 146, 149, 150, 152, 153, 159, 160, 161, 162, 173, 174, 175, 176, 177, 178, 179, 180, 181, 185, 186, 200, 201, 216, 229, 230, 232, 245, 254, 261, 262, 267, 268, 269, 270, 271, 272, 273, 290, 291, 298, 299, 300, 301, 302, 303, 304, 305, 306, 307, 313, 320, 328, 329, 330, 331, 332, 333, 334, 335, 336, 338, 342, 345, 346, 351, 352, 353, 354, 355, 367	47.6		崩壊土砂流出

小国町	24, 25, 91, 144, 166, 168, 194, 195, 201, 202, 203, 210, 230, 257, 258, 259, 265, 266, 267, 268, 272, 273, 283, 284, 285, 286, 288, 294, 295, 296, 297, 298, 299, 305, 306, 309, 327, 328, 329, 340, 341, 344, 346, 349, 350, 351, 354, 355, 356, 357, 388, 389, 390, 392, 393	986.0		地すべり
森林の所在		面積 (ha)	留意すべき事項	備考
市町村	区域（林班）			
白鷹町	6, 7, 13, 14, 21, 22, 33, 34, 36, 39, 42, 43, 44, 50, 51, 56, 73, 74, 75, 76, 80, 81, 82, 83, 106, 134, 145, 147	100.0	１．保安林等制限林 制限林の施業方法によるものとする。 ２．その他の区域 「第４の１（３）土地の形質の変更に当たって留意すべき事項」に準ずる。	山腹崩壊
	8, 17, 18, 19, 20, 21, 22, 23, 27, 28, 29, 30, 31, 32, 33, 35, 37, 38, 39, 40, 41, 42, 43, 46, 47, 49, 50, 51, 52, 53, 54, 55, 56, 57, 58, 60, 62, 63, 64, 66, 67, 68, 69, 70, 71, 72, 73, 74, 75, 77, 78, 79, 82, 83, 86, 87, 88, 89, 90, 91, 92, 94, 96, 97, 98, 99, 100, 101, 102, 103, 104, 107, 108, 109, 110, 111, 112, 113, 114, 115, 116, 117, 120, 121, 122, 123, 124, 125, 126, 127, 128, 129, 132, 133, 134, 135, 136, 137, 138, 139, 140, 141, 142, 143, 144, 147, 148, 149, 150, 152, 154, 155, 156, 157	57.1		崩壊土砂流出
	2, 17, 22, 23, 31, 37, 38, 49, 52, 53, 60, 61, 62, 66, 134, 136, 137, 138, 139, 140, 141, 142, 150, 153, 154, 155, 156	378.0		地すべり
飯豊町	2, 3, 14, 38, 51, 55, 73, 74, 78, 79, 80, 88, 177, 188, 189, 221, 228, 229, 230, 246, 250	101.0		山腹崩壊
	1, 2, 3, 4, 7, 8, 9, 10, 11, 12, 13, 14, 15, 16, 17, 18, 19, 20, 21, 22, 23, 24, 25, 26, 27, 28, 29, 30, 31, 32, 35, 36, 37, 38, 40, 41, 43, 44, 45, 47, 48, 49, 50, 51, 52, 53, 54, 57, 58, 59, 60, 61, 62, 63, 64, 65, 67, 68, 69, 70, 71, 72, 73, 74, 75, 76, 77, 78, 79, 80, 81, 82, 84, 88, 99, 100, 101, 102, 103, 108, 109, 110, 111, 112, 113, 115, 120, 124, 125, 126, 127, 128, 129, 130, 133, 135, 136, 140, 141, 147, 148, 149, 150, 151, 152, 153, 154, 155, 156, 157, 158, 159, 160, 161, 164, 165, 166, 167, 168, 172, 173, 174, 175, 176, 178, 179, 180, 181, 182, 183, 184, 185, 186, 187, 188, 189, 190, 191, 206, 207, 208, 209, 210, 211, 212, 213, 214, 215, 218, 219, 220, 221, 222, 224, 225, 226, 227, 228, 230, 231, 232, 234, 235, 236, 243, 244, 246, 247, 249, 250, 251, 253, 254, 255, 256, 257	111.3		崩壊土砂流出
	14, 15, 17, 39, 40, 41, 43, 44, 45, 46, 50, 51, 52, 78, 79, 80, 96, 99, 100, 102, 103, 116, 117, 119, 120, 121, 122, 123, 124, 137, 138, 139, 140, 141, 142, 146, 147, 149, 150, 164, 165, 168, 174, 175, 176, 177, 178, 180, 184, 185, 186, 187, 188, 189, 192, 193, 194, 195, 211, 213, 232, 234, 235	1,035.0		地すべり

（２）森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林及びその搬出方法

該当なし

（３）土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

ア　土地の形質の変更に当たっては、調和のとれた快適な地域環境の整備を推進する観点に立って森林の適正な保全と利用との調整を図ることとする。

イ　地域における飲用水等の水源として依存度の高い森林、良好な自然環境を形成する森林等安全で潤いのある居住環境の保全及び形成に重要な役割を果たしている森林の他用途への転用は、極力避けることとする。

ウ　土石の切取り、盛土等を行う場合には、気象、地形、地質等の自然条件、地域における土地利用及び森林の現況、土地の形質変更の目的及び内容を総合的に勘案し、実施地区の選定を適切に行うこととする。

エ　土砂の流出又は崩壊、水害等の災害の発生をもたらし、又は地域における水源の確保、環境の保全に支障を来すことのないよう、その態様等に応じ、法面の緑化、土留工等の防災施設及び貯水池等の設置並びに環境の保全等のための森林の適正な配置等適切な措置を講ずることとする。

オ　林地への再生可能エネルギー発電設備の設置に当たり、県土及び環境の保全の観点から、森林の公益的機能の発揮との調和を図ることとする。また、太陽光発電設備の設置に係る開発については、地域との共生が図られるよう、林地開発許可制度を厳正に運用することとする。

カ　盛土等に伴う災害の防止のため、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）に基づき、県知事が指定する規制区域の森林の土地においては、谷部等の集水性の高い場所における盛土等は極力避けるとともに、盛土等の工事を行う際の技術的基準を遵守させ、制度の厳正な運用に努めるものとする。

（４）その他必要な事項

該当なし

２　保安施設に関する事項

（１）保安林の整備に関する方針

本計画区の森林に関する自然条件、社会的要請及び保安林の配備状況等を踏まえ、水源の涵養（かん）、災害の防備、保健・風致の保存等の目的を達成するため保安林として指定する必要がある森林を計画的に配備するとともに、必要に応じて指定施業要件を見直し、その保全を確保することとする。

（２）保安施設地区の指定に関する方針

保安施設地区については、流域の地形、気象、土壌等の自然条件、指定目的、受益の対象等を勘案し、水源の涵養（かん）又は災害の防備の目的を達成するため、保安施設事業（森林の造成事若しくは維持に必要な事業）を行う必要があると認められたとき、その事業を行うために必要な限度において保安施設地区として指定することとする。

（３）治山事業の実施に関する方針

災害に強い地域づくりや水源地域の機能強化を図るため、近年、大雨や、短時間豪雨の発生頻度の増加により、尾根部からの崩壊等による土砂流出の増大、流木被害の激甚化、広域にわたる河川氾濫などの災害の形態が変化していることを踏まえ、山地災害による被害を防止・軽減する事前防災・減災の考え方に立ち、緊急かつ計画的な実施を必要とする荒廃地等を対象として、植栽、本数調整伐等の保安林の整備並びに渓間工、山腹工、地下水排除工に渓間工、山腹工、地下水排除工等の治山施設の整備を計画的に推進することとする。その際、既存施設の長寿命化対策の推進を含めた総合的なコスト縮減に努めることとする。

また、流域治水の取組みと連携し、浸透・保水機能を維持向上させる施策、森林病虫害や鳥獣害を原因とした裸地化の進行等による土砂流出の発生抑制など関係者一体となった予防治山対策に関する施策、流木捕捉式ダムの設置や渓流域での危険木の伐採などの施策など、効果的な治山対策を講ずることとする。

（４）特定保安林の整備に関する事項

指定の目的に即して機能していないと認められる保安林については特定保安林として指定し、特に造林、保育、伐採その他施業を早急に実施する必要があると認められる森林については、要整備森林とし、森林の現況等に応じて、必要な施業の方法及び時期を明らかにしたうえで、その実施の確保を図ることとする。

【要整備森林として指定する基準、施業の方法及び時期に関する指針】

要整備森林として指定する基準	要整備森林について実施すべき 施業の方法及び時期に関する基準
要整備森林は、特定保安林の区域内に存在し、樹冠疎密度、樹種、林木の生育の状況、下層植生の状況等からみて機能の発揮が低位な状態であり、森林施業を早急に実施する必要があると認められる森林で、気象、標高、地形及び土壌等の自然条件、林道等の整備、指定施業の要件の内容、技術水準からみて森林所有者等に造林等の施業を実施させることが相当であり、これにより早期に機能の回復・増進が図られると見込まれるものを対象とする。	【施業の方法】 要整備森林について定められている指定施業要件の範囲内で、当該計画区において行われている施業、森林の取扱い等からみて実施が可能であると判断される内容とする。 【施業の時期】 当該保安林の整備の緊急性に配慮するとともに、当該施業が計画的かつ効率的に行われるように、施業の実施に適切な時期、当該森林に係る林道、作業道等の整備の状況、必要な準備期間等を勘案して定めることとする。 なお、この期限は、当該要整備森林に係る樹立若しくは変更の時期から起算しておおむね２年以内とする。

（５）その他必要な事項

保安林の適切な管理を確保するため、地域住民、市町村等の協力・参加が得られるよう努めるとともに、保安林台帳の調製、標識の設置、巡視及び指導の徹底等を適正に行うほか、衛星デジタル画像等を活用し、保安林の現況や規制に関する情報の総合的な管理を推進することとする。

３　鳥獣害の防止に関する事項

（１）鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法に関する方針

本計画区での鳥獣害防止森林区域の対象となる鳥獣は、ツキノワグマ及びニホンジカとする。

なお、市町村森林整備計画で定める「鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法」に関する方針は次のとおりとする。

ア　区域の設定の基準

「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準について」（平成28年10月20日付け28林整研第 180号林野庁長官通知）に基づき、ツキノワグマ及びニホンジカによる森林被害の状況等を把握できる全国共通のデータ等を活用し、鳥獣害を防止するための措置を実施すべき森林の区域を設定することとする。

イ　鳥獣害の防止の方法に関する方針

①本計画区でツキノワグマによるスギの剥皮被害が深刻な森林では、関係行政機関等と連携を図りながら、忌避剤の塗布やテープの巻き付け等による被害の防除や計画的な個数数調整のための捕獲をすることとする。また、里山林においては、地域住民と鳥獣の棲み分けに配慮した緩衝帯の整備等を推進することとする。

②ニホンジカについては、本計画区内においても生息が確認されていることから、今後も国が行う森林生態系多様性基礎調査及び県が行う生息調査等による動向等の把握や関係行政機関等との情報を共有しながら、地域の実情に応じて、森林被害の未然防止のための忌避剤の散布や防護柵の設置又は食害防止チューブの設置等による植栽木の保護措置や捕獲を行い森林の適確な更新及び造林木の確実な育成を図ることとする。

上記①②については、関係行政機関等と連携した対策を推進することとし、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等との連携・調整を図るよう努めることとする。

（２）その他必要な事項

鳥獣害の防止の方法の実施状況を確認する方法については、必要に応じて植栽木の保護措置の実施箇所への調査や巡回、各種会議での情報交換、区域内で森林施業を行う林業事業体や森林所有者等からの情報収集等に努めるものとする。

４　森林病害虫の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項

（１）森林病害虫等の被害対策の方針

森林病害虫等の被害対策について、松枯れやナラ枯れ等森林病害虫等による被害の未然防止及び早期発見及び早期駆除等に努め、総合的かつ計画的に被害対策を推進するとともに、森林所有者や地域住民等の理解と防除活動への協力・参加が得られるよう、普及啓発に努めることとする。

ア　松くい虫被害対策の方針

松くい虫被害対策については、関係市町、関係機関及び地域の松林保全団体等との連携を図りながら、高度公益機能森林及び地区保全森林（以下、「保全すべき松林」という。）に重点を置いた防除対策を推進することとする。また、地域の自主的な防除活動の推進を図るとともに、被害の状況等に応じ、被害跡地の復旧及び抵抗性を有するマツ又は他の樹種への計画的な転換の推進を図ることとする。

①　松林区分に応じた効果的な被害対策の実施

被害対策の実施にあたっては、松林の果たしている役割及び被害の状況など地域の実態を踏まえ、松林区分に応じた適切な防除方法を選択して、効果的な被害対策に努めることとする。

【松林区分に応じた被害対策】

松　　林　　区　　分			
高度公益機能森林 （知事指定）	被害拡大防止森林 （知事指定）	地区保全森林 （市町村長指定）	地区被害拡大防止森林 （市町村長指定）
保安林及びその他公益的機能が高く、松以外の樹種ではその機能を維持できない松林において、特別伐倒駆除、伐倒駆除、補完伐倒駆除及び地上散布等の防除を徹底することとする。	高度公益機能森林への著しい被害の拡大を防止するため、計画的な樹種転換を推進し感染源の除去を図るとともに、樹種転換が完了するまでの間、伐倒駆除等の対策を徹底することとする。	松林としての機能を確保しつつ、高度公益機能森林への被害の拡大を防止することが可能な松林において、高度公益機能森林に準じた防除を徹底することとする。	地区保全森林への被害の拡大を防止するため、計画的な樹種転換を推進し感染源の除去を図るとともに、樹種転換が完了するまでの間、被害拡大防止森林に準じた対策を徹底することとする。

②　松林の健全化

保全すべき松林において、被害の状況等を勘案した森林施業を実施し、健全な松林の育成、松林の機能維持を図ることとする。

③　樹種転換の実施

被害の甚大な松林及び標準伐期齢を超える松林について、保全すべき松林への被害の飛び込みを防止するため、植生の遷移も考慮しつつ、広葉樹等への移行を図ることが適当な松林については、積極的にその移行を促進することとする。

④　松くい虫被害材の利用促進

市町村、森林組合、素材生産業者及びその他の事業者と連携し、松林の被害状況、伐採の動向、チップ、ペレット等バイオマス利用を含めた松材の流通加工に関し適宜適切な情報交換を図りながら、松くい虫被害材の利用促進を図ることとする。

イ　ナラ枯れ被害対策の方針

ナラ枯れ被害対策については、国、市町村、関係機関と連携を図りながら、被害の監視や防除の実施など、被害の状況等に応じた適切な防除対策を実施することとする。

特に、景勝地や森林公園など守る必要のある重要なナラ林（以下「特定ナラ林」という。）に重点を置いた防除対策を推進し、特定ナラ林の保全を図ることとする。

特定ナラ林以外の区域では、被害を受けていないナラも含めて伐採し、切株からの萌芽によりナラ林の更新を図るとともに、伐採木をチップやペレットに利用することにより、材の中のカシノナガキクイムシを駆除することとする。

また、ナラ枯れ被害跡地については、状況に応じて、枯損木の伐倒処理を行い、倒木や枝折れによる二次被害の防止を図りながら、里山林の再生に努めることとする。

（２）鳥獣害対策の方針（３に掲げる事項を除く。）

ツキノワグマ及びニホンジカ以外の野生鳥獣による森林被害及び鳥獣害防止森林区域外におけるツキノワグマ及びニホンジカによる森林被害については、その防止に向け、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等と連携・調整を図りつつ、森林被害のモニタリングを推進し、その結果を踏まえて、捕獲や市町村、森林所有者等が協力して計画的に行う防護柵の設置等広域的な防除活動や野生鳥獣との共存にも配慮した天然林の整備を推進することとする。

また、鳥獣害防止森林区域の設定の有無に関わらず、地域におけるクマの出没・被害の実情等に応じて、野生鳥獣の生息環境の保全・整備に向けて、林業適地以外の人工林の針広混交林化や広葉樹林化による天然林への着実な移行、野生鳥獣の移動抑制につながるよう、林業の活性化や里山林整備活動の促進、緩衝帯の整備等、野生鳥獣とのすみ分けに努めるものとする。

（３）林野火災の予防の方針

ア　森林の巡視に関する事項

山火事等の森林被害を未然に防止するため、森林巡視、山火事警防等を適時適切に実施することとする。

イ　森林の保護及び管理のための施設に関する事項

山火事等の森林被害を未然に防止するため、林野火災に係る広報・啓発の強化、延焼しにくい多様な林相への誘導、消火活動にも資する林道等の整備、森林情報の整備及び共有等による林野火災に強い地域づくりを推進することとする。

ウ　火入れに関する指針

森林病害虫の駆除等のために火入れを実施する場合は、市町村森林整備計画において定めることとする。

（４）その他必要な事項

森林病害虫の駆除及び予防その他の森林の保護等に関しては、民有林・国有林間での情報共有など連携を図りながら効果的な推進に努めることとする。

第５　保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項

保健機能森林は、森林の有する保健機能や文化機能を高度に発揮させるための森林の施業及び公衆の利用に供する施設の整備の一体的な推進により森林の保健機能の増進を図るべき森林とし、市町村森林整備計画で定める「森林の保健機能の増進に関する事項」についての指針は、次のとおりとする。

（１）保健機能森林の区域の基準

保健機能森林は、湖沼、渓谷等と一体となって優れた自然美を構成している森林等保健機能の高い森林のうち、自然環境の保全に配慮しつつ、森林の存する地域の実情、森林の利用者の意向等からみて、森林の保健機能の増進を図るために整備することが適当であり、かつ、森林施業の担い手が存在するとともに、森林保健施設の整備が行われる見込みのある森林について設定することとする。

（２）その他保健機能森林の整備に関する事項

ア　保健機能森林の区域内の森林における施業の方法に関する指針

保健機能森林の施業については、森林の保健機能の一層の増進を図るとともに、森林保健施設の設置に伴う森林の有する水源の涵養、県土保全等の機能の低下を補完するため、自然環境の保全及び森林の有する諸機能の保全に配慮しつつ、択伐施業、広葉樹育成施業等多様な施業を森林の特色を踏まえて積極的に実施することとする。

また、利用者が快適に散策等を行えるよう、適度な林内照度の維持や快適な森林環境の維持及び利用の利便性にも配慮し、間伐、除伐等の保育を積極的に行うこととする。

イ　保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する指針

森林保健施設の整備にあたっては、自然環境の保全、県土の保全及び文化財の保護に配慮しつつ、地域の実情、利用者の意向等を踏まえて、多様な森林保健施設の整備を行うこととする。

また、対象森林を構成する立木の期待平均樹高（その立木が標準伐期齢に達したときに期待される樹高。既に標準伐期齢に達している立木にあってはその樹高。）を定めるものとする。

ウ　その他必要な事項

保健機能森林の管理及び運営にあたっては、自然環境の保全に配慮しつつ、森林の保全と両立した森林の保健機能の増進が図られるよう、地域の実情、利用者の意向等を踏まえて、森林及び森林保健施設の適切な管理、防火体制及び防火施設の整備並びに利用者の安全及び交通の安全・円滑の確保に留意することとする。

なお、保健機能森林の設定、保健機能森林の整備等にあたっては、当該森林によって確保されてきた自然環境及び県土の保全に適切な配慮を行うこととする。

第６　計画量等

１　伐採立木材積及び間伐立木材積

伐採については、森林資源の保続を図りながら、森林の有する木材等生産機能と公益的機能を考慮するとともに、森林資源構成状況及び林産物の需給の動向を勘案して、伐採立木材積を次表のとおり計画する。

【伐採立木材積及び間伐立木材積】

区　分	総数（千ｍ３）	主伐（千ｍ３）	間伐（千ｍ３）
総　数	1,724	1,338	386
うち前半５年分	850	660	190

２　森林施業面積

３により定める人工造林面積、間伐面積及び過去の下刈りの実施の傾向等を勘案した森林施業面積を次表のとおり計画する。

区　分	森林施業面積（ha）
総　数	12,277
うち前半５年分	6,115

３　人工造林及び天然更新別の造林面積

１により定める伐採立木材積に見合う伐採面積、伐採跡地、未立木地、その他の造林すべき状態にある土地、過去の造林の傾向等を勘案して、人工造林及び天然更新別の面積を次表のとおり計画する。

区　分	人工造林（ha）	天然更新（ha）
総　数	1,934	2,624
うち前半５年分	970	1,300

４　林道の開設及び拡張に関する計画

別紙1

開設/拡張	種類	区分	位置（市町村）	路線名	延長（km）	箇所数	利用区域面積(ha)	うち前半５年分	対象番号	備考
開設	自動車道	林業専用道	米沢市	長峰	1.0	1	24	○	①	
米沢市				1 路線	1.0	1	24			
開設	自動車道		小国町	沼沢	7.0	1	427	○	①	改築
小国町				1 路線	7.0	1	427			
開設	自動車道		白鷹町	白鷹東部	5.7	1	527	○	①	改築
開設	自動車道		白鷹町	打越	1.5	1	32	○	②	
開設	自動車道		白鷹町	沼平	4.4	1	167	○	③	改築
白鷹町				3 路線	11.6	3	726			
開設	自動車道	林業専用道	飯豊町	豊津落合	2.0	1	156		①	
飯豊町				1 路線	2.0	1	156			
置賜計画区計				6 路線	21.6	6	1,333			

開設/拡張	種類	区分	位置(市町村)	路線名	延長(km)	箇所数	利用区域面積(ha)	うち前半５年分	対象番号	備考
拡張	自動車道(舗装･改良)		米沢市	大荒沢	2.5	10	1,025	○	①	局部
拡張	自動車道(改良)		米沢市	烏川	0.1	1	594	○	②	橋梁
拡張	自動車道(改良)		米沢市	天狗沢	0.1	1	325	○	③	橋梁
拡張	自動車道(改良)		米沢市	温海	0.1	1	868	○	④	橋梁
拡張	自動車道(改良)		米沢市	大峠	0.1	2	268	○	⑤	橋梁
米沢市				5 路線	2.9	15	3,080			
拡張	自動車道(舗装･改良)	林業専用道	南陽市	置賜東部	2.1	2	1,604		①	法面
拡張	自動車道(舗装)		南陽市	中沢	4.0	5	441		②	
南陽市				2 路線	6.1	7	2,045			
拡張	自動車道(改良)		長井市	置賜東部	6.9	2	918	○	①	局部
長井市				1 路線	6.9	2	918			
拡張	自動車道(舗装)	林業専用道	小国町	尻無沢	1.8	1	221	○	①	
拡張	自動車道(舗装)		小国町	沖庭	3.6	1	110	○	②	
小国町				2 路線	5.4	2	331			
拡張	自動車道(改良)		白鷹町	羽黒	4.8	1	149	○	①	橋梁
白鷹町				1 路線	4.8	1	149			
拡張	自動車道(改良)	林業専用道	飯豊町	中ヶ沢	2.5	1	202		①	幅員
拡張	自動車道(改良)		飯豊町	天狗山	3.0	1	237		②	幅員
拡張	自動車道(改良)	林業専用道	飯豊町	豊津落合	1.5	1	63		③	幅員
拡張	自動車道(改良)		飯豊町	飯豊檜枝岐	1.0	9	1,043	○	④	局部法面
拡張	自動車道(改良)		飯豊町	東沢	0.1	1	2,198	○	⑤	橋梁
拡張	自動車道(改良)		飯豊町	小比倉	0.1	1	156	○	⑥	橋梁
拡張	自動車道(改良)		飯豊町	大日倉	0.1	1	369	○	⑦	橋梁
拡張	自動車道(改良)		飯豊町	中津川	0.1	1	1,148	○	⑧	橋梁
拡張	自動車道(改良)		飯豊町	堂滅沢	0.1	1	198	○	⑨	橋梁
飯豊町				9 路線	8.5	17	5,614			
置賜計画区計				20 路線	34.6	44	12,137			

注１：　開設及び拡張の別に記載。
注２：　拡張にあっては、舗装又は改良の別を種類欄に（　）を付して併記。
注３：　知事が行う指定林道（農林水産大臣の指定を見込むものを含む）の開設や林業専用道の開設等の場合は、区分欄にその旨を記載。
注４：　支線及び分線については、同一欄にまとめて記載できるものとし、その場合、路線名欄に「○○支線他」と記載するとともに、備考欄に支線名及び分線名を記載。
注５：　延長及び箇所数欄は市町村ごとに集計するとともに、総数を記載。
注６：　利用区域面積欄に、当該開設路線の利用対象となる森林の面積を記載。
注７：　計画の開始期間から５年以内に開設又は拡張を行うものについては、前半５年分の欄に○印を記載。
注８：　路線の起点と終点を記載する必要がある場合は、備考欄に記載。

５　保安林整備及び治山事業に関する計画

（１）保安林として管理すべき森林の種類別面積等

① 保安林として管理すべき森林の種類別の計画末期面積

保安林の種類	面積（ha）	うち前半５年分	備　　考
総数（実面積）	36,123.70	35,762.18	
水源涵養のための保安林	22,411.86	22,071.67	水源かん養保安林
災害防備のための保安林	19,653.44	19,651.78	土砂流出防備、土砂崩壊防備、飛砂防備、防風、水害防備、潮害防備、干害防備、防雪、防霧、なだれ防止、落石防止、防火保安林
保健、風致の保存等のための保安林	4,461.24	4,441.57	魚つき、航行目標、保健、風致保安林

※　総数欄は、２以上の目的を達成するために指定される保安林があるために水源涵養のための保安林等の内訳の合計に一致しないことがある。

② 計画期間内において保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等

指定/解除	種　類	森林の所在地		面積(ha)	うち前半５年分	指定又は解除を必要とする理由	備考
		市町村	区域				
指定	水源涵養	米沢市	（刈安）沢合	2.00	2.00	水源涵養のため	
指定	水源涵養	米沢市	（簗沢）山梨沢東	100.00	50.00	水源涵養のため	
指定	水源涵養	米沢市	（入田沢）大荒沢				
指定	水源涵養	米沢市	（綱木）小畑沢	30.00	30.00	水源涵養のため	
		米沢市	小計	132.00	82.00		
指定	水源涵養	南陽市	（小滝）十二ノ上	100.00	50.00	水源涵養のため	
指定	水源涵養	南陽市	（宮内）水林	45.86	45.86	水源涵養のため	
		南陽市	小計	145.86	95.86		
指定	水源涵養	川西町	（玉庭）黒滝沢	100.00	50.00	水源涵養のため	
		川西町	小計	100.00	50.00		

指定	水源涵養	白鷹町	（横田尻 小白沢）	52.00	52.00	水源涵養のため	
指定	水源涵養	白鷹町	（山口 南沢）	76.00	－	水源涵養のため	
指定	水源涵養	白鷹町	（萩野 水無一）	30.00	30.00	水源涵養のため	
指定	水源涵養	白鷹町	（中山 三仏）	30.00	30.00	水源涵養のため	
		白鷹町	小計	188.00	112.00		
指定	水源涵養	飯豊町	（手ノ子 沢ノ入）	30.00		水源涵養のため	
指定	水源涵養	飯豊町	（高峰 地獄沢）	58.00	58.00	水源涵養のため	
指定	水源涵養	飯豊町	（小坂 号良沢）	56.00		水源涵養のため	
指定	水源涵養	飯豊町	（高峰 井取沢）	5.00	5.00	水源涵養のため	
指定	水源涵養	飯豊町	（須郷 猿禿）	31.00		水源涵養のため	
		飯豊町	小計	180.00	63.00		
		置賜計画区計		745.86	402.86		
指定	災害防備	米沢市	（入田沢 白夫平裏）	1.00		土砂流出防備のため	
指定	災害防備	米沢市	（赤芝町 五郎兵エ落）	17.00	17.00	土砂流出防備のため	
指定	災害防備	米沢市	（関根 内貝少）	291.00	291.00	土砂流出防備のため	
指定	災害防備	米沢市	（下小菅 大神）	2.00	2.00	土砂崩壊防備のため	
指定	災害防備	米沢市	（入田沢 白夫沢）	4.00	4.00	土砂流出防備のため	
		米沢市	小計	315.00	314.00		
指定	災害防備	南陽市	（漆山 一ノ滝）	1.00		土砂流出防備のため	
指定	災害防備	南陽市	（金山 寺裏）	5.00	5.00	土砂流出防備のため	
		南陽市	小計	6.00	5.00		
指定	災害防備	高畠町	（安久津 西沢）	1.00		土砂流出防備のため	
		高畠町	小計	1.00			
指定	災害防備	川西町	（玉庭 沢入）	1.00		土砂流出防備のため	
		川西町	小計	1.00			
指定	災害防備	長井市	（平野 北脇ノ沢）	1.00		土砂流出防備のため	
		長井市	小計	1.00			
指定	災害防備	小国町	（沼沢 際ノ沢）	1.00		土砂流出防備のため	
		小国町	小計	1.00			

指定	災害防備	白鷹町	（　十王　） 三ツ滝	1.00	1.00	土砂流出防備のため	
		白鷹町　小計		1.00	1.00		
指定	災害防備	飯豊町	（　須郷　） 太伝沢	2.00	2.00	土砂流出防備のため	
指定	災害防備	飯豊町	（　椿　） 極楽寺	1.00	1.00	土砂流出防備のため	
指定	災害防備	飯豊町	（　中　） 虎吉沢一	10.00	10.00	土砂流出防備のため	
		飯豊町　小計		13.00	13.00		
		置賜計画区計		339.00	333.00		
指定	保健、風致の保存等	米沢市	（　関　） 芳谷地	20.00		公衆の保健のため	
		米沢市　小計		20.00	－		
指定	保健、風致の保存等	南陽市	（　小滝　） 白鷹山	20.00	20.00	公衆の保健のため	
		南陽市　小計		20.00	20.00		
		置賜計画区計		40.00	20.00		
		総計		1,124.86	755.86		
解除	水源涵養	米沢市	（　入田沢　） 山葵沢	0.26	0.26	指定理由の消滅	
解除	水源涵養	米沢市	（　入田沢　） 夫伐沢	0.57		指定理由の消滅	
解除	水源涵養	米沢市	（　入田沢　） 普洞沢	3.43	3.43	指定理由の消滅	兼種①
解除	水源涵養	米沢市	（　大沢　） 金連沢	0.12		指定理由の消滅	兼種②
		米沢市　小計		4.38	3.69		
解除	水源涵養	川西町	（　玉庭　） 馬道沢	0.31	0.31	公益上の理由	道路用地
		川西町　小計		0.31	0.31		
解除	水源涵養	長井市	（　平野　） 西栃平下	0.33	0.33	指定理由の消滅	
		長井市　小計		0.33	0.33		
解除	水源涵養	白鷹町	（　黒鴨　） 黒沢屋敷	1.79		指定理由の消滅	
解除	水源涵養	白鷹町	（　黒鴨　） 淀山一	3.65	3.65	指定理由の消滅	兼種③
解除	水源涵養	白鷹町	（　黒鴨　） 大実淵	0.33		指定理由の消滅	兼種④
		白鷹町　小計		5.77	3.65		
解除	水源涵養	飯豊町	（　須郷　） 萩野沢	0.02	0.02	指定理由の消滅	兼種⑤
		飯豊町　小計		0.02	0.02		
		置賜計画区計		10.50	7.69		

解除	災害防備	米沢市	（　入田沢　） 普洞沢	3.43	3.43	指定理由の消滅	土流 兼種①
解除	災害防備	米沢市	（　大沢　） 金連沢	0.12		指定理由の消滅	土流 兼種②
米沢市　小計				3.55	3.43		
解除	災害防備	長井市	（　平野　） 西栃平下	0.79		指定理由の消滅	土流
解除	災害防備	長井市	（　平野　） 北脇ノ沢	0.25	0.25	指定理由の消滅	土流 兼種⑥
長井市　小計				1.04	0.25		
解除	災害防備	小国町	（　古田　） 松平	0.21	0.21	指定理由の消滅	なだれ
解除	災害防備	小国町	（　叶水　） ヘツリ	3.03		指定理由の消滅	なだれ
小国町　小計				3.24	0.21		
解除	災害防備	白鷹町	（　黒鴨　） 淀山一	3.65	3.65	指定理由の消滅	土流 兼種③
解除	災害防備	白鷹町	（　黒鴨　） 大実淵	0.33		指定理由の消滅	土流 兼種④
解除	災害防備	白鷹町	（　滝野　） 北畑	0.07		指定理由の消滅	土流
白鷹町　小計				4.05	3.65		
解除	災害防備	飯豊町	（　下屋地　） 沢田林	0.06	0.06	指定理由の消滅	土流
飯豊町　小計				0.06	0.06		
置賜計画区計				11.94	7.60		
解除	保健、風致の保存等	長井市	（　平野　） 北脇ノ沢	0.25	0.25	指定理由の消滅	保健 兼種⑥
長井市　小計				0.25	0.25		
解除	保健、風致の保存等	白鷹町	（　黒鴨　） 大実淵	0.33		指定理由の消滅	保健 兼種④
白鷹町　小計				0.33	－		
解除	保健、風致の保存等	飯豊町	（　須郷　） 萩野沢	0.02	0.02	指定理由の消滅	保健 兼種⑤
飯豊町　小計				0.02	0.02		
置賜計画区計				0.60	0.27		
総計				23.04	15.56		

注１：　指定及び解除の別に記載し、面積は種類ごと及び市町村ごとの総数も記載。

注２：　総計欄は、２以上の目的を達成するために指定される保安林があるために水源涵養のための保安林等の内訳の合計に一致しないことがある。

③ 計画期間内において指定施業要件の整備を相当とする森林の面積

単位：ha

種類	指定施業要件の整備区分				
	伐採の方法の変更面積	皆伐面積の変更面積	択伐率の変更面積	間伐率の変更面積	植栽の変更面積
水源涵養のための保安林			8,391	8,391	839
災害防備のための保安林			9,999	9,999	999
保健、風致の保存等のための保安林			3,213	3,213	321

注１：　面積は、種類ごとかつ指定施業要件の整備区分ごとに計画期間中の合計を記載。

（２）保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等

単位：ha

森林の所在地		面積		指定を必要とする理由	備考
市町村	区域		うち前半５年分		
		該当なし			

注１：　区域欄には、当該区域の属する林班番号又は字名を記載。
注１：　指定を必要とする理由欄には、施工すべき保安施設事業の概要を記載。

（３）実施すべき治山事業の数量

森林の所在地		治山施設施行地区数		主な工種	備考
市町村	区域		うち前半５年分		
米沢市	（　口田沢　） 裏ノ沢	1	1	渓間工	
米沢市	（　口田沢　） 小平沢	2		渓間工	
米沢市	（　入田沢　） 立石沢	1		山腹工	
米沢市	（　入田沢　） 小釜沢	1	1	山腹工	
米沢市	（　入田沢　） 檜原沢	1	1	渓間工	
米沢市	（　大平　） 温海	1		本数調整伐	
米沢市	（　入田沢　） 八谷沢	1	1	渓間工	
米沢市	（　関根　） 深沢	1		渓間工	
米沢市	（　入田沢　） 伏部沢	1	1	本数調整伐	
米沢市	（　浅川　） 戸塚山	1	1	山腹工・本数調整伐	
米沢市	（　大平　） 旭沢	1	1	渓間工	
米沢市	（　入田沢　） 大猿倉沢	1		本数調整伐	
米沢市	（　入田沢　） 天狗沢	1		本数調整伐	
米沢市	（　大沢　） 大日嶽	1		渓間工	
米沢市	（　大沢　） 大豆蒔入道	1		渓間工	
米沢市	（　関　） 藤右エ門沢	1		渓間工	
米沢市	（　入田沢　） 普洞沢	1	1	渓間工	
米沢市	（　入田沢　） 白夫沢	2	2	渓間工	
米沢市	（　入田沢　） 沢ノ入	1		本数調整伐	
米沢市	（　赤崩　） 中丸一	1		渓間工	
米沢市	（　簗沢　） 栃沢水上	1	1	渓間工	
米沢市	（　板谷　） 五色山	1	1	山腹工	
米沢市	（笹野本町） 釈迦沢	1	1	渓間工	
米沢市	（笹野本町） 舘山一	4	3	渓間工	
米沢市	（　関　） 湯ノ入沢	1	1	渓間工	

森林の所在地		治山施設施行地区数		主な工種	備考
市町村	区域		うち前半５年分		
米沢市	（　下小菅　） 焼山	1	1	山腹工	
米沢市	（広幡町上小菅） 志田美沢	1	1	山腹工	
米沢市	（　口田沢　） 松尾沢	1	1	渓間工	
米沢市	（　下小菅　） 大神	1	1	山腹工	
小計		34	21		
南陽市	（　荻　） 神明山	1		アンカー工	
南陽市	（　漆山　） 壱ノ滝	1	1	渓間工	
南陽市	（　池黒　） ワリサワ	1		渓間工	
南陽市	（　川樋　） 岩部山	1	1	本数調整伐	
南陽市	（　漆山　） 一ノ滝	1	1	渓間工	
南陽市	（　宮内　） 十二堂山	1	1	渓間工	
南陽市	（　宮内　） 梅ヶ沢	1	1	渓間工	
南陽市	（　宮内　） 小坂山	1	1	渓間工	
南陽市	（　宮内　） 愛宕山	1	1	渓間工	
南陽市	（　金山　） 寺裏	1	1	渓間工	
南陽市	（　太郎　） 北子沢	1	1	渓間工	
南陽市	（　和田　） 沢田	1	1	渓間工	
南陽市	（　和田　） 舘山ノ二	1	1	渓間工	
南陽市	（　小滝　） 白鷹山	1	1	渓間工	
小計		14	12		
高畠町	（　安久津　） 大洞	1	1	渓間工・本数調整伐	
高畠町	（　安久津　） 大神立	1	1	渓間工・本数調整伐	
高畠町	（　二井宿　） 小湯	1		渓間工	
高畠町	（　二井宿　） 小芦	1		渓間工	
高畠町	（　亀岡　） 払川	1	1	本数調整伐	
小計		5	3		

森林の所在地		治山施設施行地区数		主な工種	備考
市町村	区域		うち前半５年分		
川西町	（　玉庭　） 田ノ沢	1		渓間工	
川西町	（　下小松　） 蛇沢	1	1	本数調整伐	
川西町	（　玉庭　） 館	1		山腹工	
川西町	（　大舟　） 向山	1	1	山腹工	
川西町	（　朴沢　） 崩ヶ沢	1	1	山腹工	
川西町	（　朴沢　） 佐野山	1	1	渓間工	
川西町	（　朴沢　） 李山南	1	1	山腹工	
川西町	（　玉庭　） 河原沢	1	1	山腹工	
川西町	（　下小松　） 舞台山	1	1	山腹工	
川西町	（　上小松　） 内山沢	1	1	山腹工	
川西町	（　上小松　） 若松沢	1	1	山腹工	
小計		11	9		
長井市	（　川原沢　） 滝ヶ沢	1		渓間工	
長井市	（　白兎　） 麓	1	1	山腹工	
長井市	（　森　） 鎧沢	1		渓間工	
長井市	（　森　） 横沢	1		山腹工	
長井市	（　平野　） 桂沢	1	1	渓間工	
長井市	（　平野　） 仏沢	1	1	森林整備	
長井市	（　寺泉　） 鴨石沢	1	1	渓間工	
長井市	（　白兎　） 獅子ヶ沢	1	1	渓間工	
長井市	（　上伊佐沢　） 平之沢	1		渓間工	
長井市	（　草岡　） 岡口	1	1	渓間工	
長井市	（　草岡　） 小三郎沢	1	1	渓間工	
長井市	（　草岡　） 大石沢	1	1	渓間工	
長井市	（　川原沢　） 黒付沢	1	1	渓間工	
長井市	（　川原沢　） 朴沢	1	1	渓間工	

森林の所在地		治山施設施行地区数		主な工種	備考
市町村	区域		うち前半５年分		
長井市	（　川原沢　） 北の沢	1	1	渓間工	
長井市	（　寺泉　） 不動沢	1	1	渓間工	
小計		16	12		
小国町	（　伊佐領　） 樋ヶ沢	1		渓間工	
小国町	（　沼沢　） 蛇沢	1	1	渓間工	
小国町	（　河原角　） 城山	1		渓間工	
小国町	（　大滝　） 二足沢山	1		渓間工	
小国町	（　種沢　） 滝の沢山	1		渓間工	
小国町	（　今市　） 漆沢	1	1	渓間工	
小国町	（　樽口　） 中田向	1	1	山腹工	
小国町	（　小玉川　） 弥次郎沢東	1	1	山腹工	
小国町	（　朝篠　） 丑子沢	1		山腹工	
小国町	（　新股　） 古道	1		山腹工	
小国町	（　古田　） 松平	1	1	山腹工	
小計		11	5		
白鷹町	（　滝野　） 中ノ町	1	1	集水井工・山腹工	
白鷹町	（　山口　） 和居集	1		渓間工	
白鷹町	（　山口　） 滝ノ澤	1		渓間工	
白鷹町	（　高玉　） 岩屋沢	2	2	渓間工	
白鷹町	（　荒砥乙　） 所峡	1	1	渓間工・本数調整伐	
白鷹町	（　針生　） 芋畑	1		渓間工	
白鷹町	（　浅立　） 薬師入	1	1	渓間工	
白鷹町	（　黒鴨　） 黒岩	1		本数調整伐	
白鷹町	（　栃窪　） 助澤一・二	1	1	渓間工	
白鷹町	（　菖蒲　） 館山	1		渓間工	
白鷹町	（　山口　） 滝之澤	1	1	渓間工	
白鷹町	（　荒砥乙　） 若布沢	1	1	渓間工	

森林の所在地		治山施設施行地区数		主な工種	備考
市町村	区域		うち前半５年分		
白鷹町	（荒砥乙）尾頽雪	1	1	渓間工	
白鷹町	（高玉）龍門滝	1	1	渓間工	
白鷹町	（十王）関寺山	1	1	山腹工	
白鷹町	（滝野）出口	1	1	渓間工	
白鷹町	（荒砥乙）仲町四	1	1	山腹工	
白鷹町	（佐野原）真木沢	1	1	渓間工	
白鷹町	（山口）清田沢	1	1	渓間工	
白鷹町	（山口）和居集沢	1	1	渓間工	
白鷹町	（畔藤）打越	1	1	渓間工	
白鷹町	（荒砥乙）三ツ滝	3	3	渓間工・山腹工	地区
白鷹町	（高玉）三麺峯	1	1	渓間工	
白鷹町	（畔藤）板倉山	2	2	渓間工・山腹工	
白鷹町	（下山）柱ノ沢	3	3	渓間工	
小計		31	26		
飯豊町	（岩倉）天屋沢	1	1	渓間工	
飯豊町	（小屋）下西ノ俣	1		渓間工	
飯豊町	（小屋）上西ノ俣	1	1	山腹工	
飯豊町	（小屋）大日俣	1		渓間工	
飯豊町	（岩倉）黒滝	1		渓間工	
飯豊町	（広河原）北ヶ沢	1	1	本数調整伐	
飯豊町	（小白川）柳沢	1	1	渓間工・山腹工・集水井工	
飯豊町	（高峰）道金上台	1	1	山腹工	
飯豊町	（須郷）太伝沢	1	1	渓間工・山腹工	
飯豊町	（椿）極楽寺	1	1	渓間工・山腹工	
飯豊町	（中）虎吉沢	2	1	渓間工・山腹工	
飯豊町	（高峰）内山	2	2	山腹工	
飯豊町	（小白川）深沢	2	2	山腹工	

森林の所在地		治山施設施行地区数		主な工種	備考
市町村	区域		うち前半５年分		
飯豊町	（　小白川　） 大天伯	1	1	山腹工	
飯豊町	（　手ノ子　） 落合	1	1	山腹工	
飯豊町	（　萩生　） 南中ヶ沢	1	1	渓間工・山腹工	
小計		19	15		
置賜計画区計		141	103		

※１　区域欄には、当該区域の属する林班、字名又は対象区域の代表的地名を記載するものとする。

※２　治山事業施行地数欄には、実施すべき治山事業の数量を計上するものとする。

※３　計画期間の後半５カ年分の数量は、市町村別に記載しても差し支えない。

※４　主な工種欄には、当該区域における治山事業の主な工種（渓間工、山腹工、地下水排除工、本数調伐）を記載するものとする。

６　要整備森林の所在及び面積並びに要整備森林について実施すべき森林施業の方法及び時期

該当なし。

第７　その他必要な事項

１　保安林その他制限林の施業方法

保安林その他制限林の施業方法
計画区: 置賜

単位　面積:ha

種類	森林の所在		面積	施業方法		備考
	市町村	区域		伐採方法	その他	
水源かん養保安林	米沢市	30,32,33,34,55,72,74,75,98,99,107,108,109,113,114,117,118,121,122,123,181,189,190,195,196,197,198,199,200,203,204,206,209,210,211,298,300,302,308,309,310,311,312,313,314,315,316,317,375,378,379,380,381,382,383,384,385,386,387,388,389,390,393,459,460,461,462,463,464,465,466,467,468,469,470,471,472,473,474,475,476,477,478,479,480,481,482,483,484,485,486,487,488,489,490,491,502,503,515	4,933.81	皆伐		
		200,201,202,374,481,491	13.10	択伐		
		374	3.60	その他		
		19,29,31,32,33,34,35,53,55,56,58,73,74,97,98,99,100,102,106,107,113,114,117,119,120,121,123,124,181,194,195,196,202,205,207,208,210,212,251,281,286,298,300,301,302,303,307,308,312,318,320,321,326,327,370,372,373,374,375,376,377,391,392,393,394,395,464,465,482,483,487,488,503,505,510,513,514,519,544	1,197.03	なし		
	長井市	8,9,11,12,13,14,18,19,20,23,37,47,48	357.51	皆伐		
		9	15.26	択伐		
		48	0.65	禁伐		
		6,8,9,10,11,12,13,45,46,47,48,80	169.80	なし		
	南陽市	28,88,89,92	27.79	なし		
	高畠町	130,140,141,142,148,153	45.29	皆伐		
		130,131,135,138,139,140,142,143,147,148,149,153	195.39	なし		
	川西町	74,75,76,77,78,85,86,87,88,89,90,91	685.62	皆伐		
		81	0.96	その他		
		36,57,65,71,74,75,76,77,79,81,82,85,86,89,91	271.20	なし		
	小国町	135,180,266,277,278,279,280,281,289,290,292,302,303,305,306,307,322,323,324,325,326,333,334,335	997.56	皆伐		
		183	11.75	択伐		
		135	0.28	その他		
		128,133,134,136,176,179,181,233,266,281,282,286,287,288,289,292,293,297,298,299,300,301,303,304,305,307,308,312,313,314,322,323,325,326,329,330,331,332,333,335,366,367	491.07	なし		

	白鷹町	4,5,6,8,9,62,66,67,68,71,72,100,101,107,108,109,110,111,113,114,115,116,117,120,123,124,125,126,127,128,129,132,133,136,137,152,154,155,156	1,634.26	皆伐		
		137,155	7.56	その他		
		4,5,6,8,9,61,63,66,67,68,71,72,100,101,102,107,108,110,111,112,113,116,117,123,133,134,135,136,137,138,151,152,154,155,156,157	510.72	なし		
水源かん養保安林	飯豊町	7,8,9,10,11,12,13,14,20,21,22,23,24,26,27,28,29,31,32,35,36,37,48,49,59,60,61,62,63,67,69,70,71,72,73,74,76,77,87,93,94,95,96,98,115,124,135,136,138,140,141,142,143,149,151,152,153,167,168,169,170,176,179,204,205,206,211,212,219,221,238,239,240	5,707.74	皆伐		
		30,42,43,64,65,66,99,100	663.83	択伐		
		61,87,102,115,150,151,167,168	27.62	その他		
		1,2,3,4,6,7,12,13,14,18,19,20,21,28,31,32,36,37,38,41,42,43,47,48,50,57,58,59,60,61,63,67,68,71,73,74,75,76,77,78,86,87,90,91,93,96,97,98,99,100,101,102,103,115,119,120,121,122,123,130,135,136,137,138,139,140,141,142,143,144,145,146,147,149,150,151,152,154,156,157,158,159,162,165,170,171,173,175,176,177,178,179,196,197,205,206,211,212,213,219,220,221,227,235,236,237,239,240,241	2,225.81	なし		
水源かん養保安林 土砂流出防備保安林	米沢市	17,30,74,100,101,107,108,109,114,123,170,172,176,177,181,188,189,190,191,192,195,196,197,198,199,206,207,209,210,211,213,214,249,250,268,269,298,300,308,309,310,311,312,315,316,317,322,371,373,378,379,380,388,389,393,418,458,470,471,490,491,492,493,499,500,501,502,515,532,539,540	937.75	皆伐		
		67,374	2.90	択伐		
		55,124,172,181,195,212,213,214,215,248,300,307,318,319,371,372,373,374,392,393,394,492,502,503,504,542,544	141.17	なし		
	長井市	8,9,10,14,15,17,18,19,20,21,22,23,36,37,39,40,46,47,48,49	873.85	皆伐		
		7	11.30	択伐		
		48	0.50	禁伐		
		6,7,9,10,14,37,47,80	27.39	なし		
	高畠町	136,137,138,139,140,141,142,143,144,145,146,147	384.88	皆伐		
		139	1.55	その他		
		142,144,145,147	41.42	なし		
	川西町	74,86,87	50.73	皆伐		
		65,74,85,87	26.73	なし		
	小国町	276,278,279,281,290,292	77.10	皆伐		
		282,291,293	98.79	なし		

	白鷹町	67,68,71,72,94,97,99,100,101,102,103,116,117,120,121,122,123,124,133	332.19	皆伐		
		71,72,99,108,123,133,134	45.37	なし		
	飯豊町	7,8,21,49,67,68,72,73,74,76,77,98,124,125,128,129,134,135,136,137,138,146,153,166,168,170,171,172,173,174,179,180,185,186,187,191,198,199,200,201,202,203,204,205,206,211,238,239,240	798.11	皆伐		
		171	2.03	禁伐		
水源かん養保安林 土砂流出防備保安林	飯豊町	4,93,97,121,122,134,135,137,138,146,165,169,170,171,173,175,176,178,179,180,197,205,206,211	126.47	なし		
水源かん養保安林 土砂流出防備保安林 干害防備保安林	飯豊町	136	5.86	皆伐		
水源かん養保安林 土砂流出防備保安林 雪崩防止保安林	米沢市	491,492,502	14.86	皆伐		
		503	23.30	択伐		
		491	4.17	禁伐		
	白鷹町	133	1.01	禁伐		
	飯豊町	73,74	34.29	皆伐		
水源かん養保安林 土砂流出防備保安林 保健保安林	米沢市	207,209,490,492,493,494,495,496,497,498,499,500	558.09	皆伐		
		252,253	22.21	択伐		
		208,252	13.32	なし		
	小国町	183	6.49	択伐		
		183	2.14	なし		
	白鷹町	127,128	14.41	皆伐		
	飯豊町	64,65	2.05	択伐		
水源かん養保安林 土砂流出防備保安林 保健保安林 国立公園第3種特別地域	米沢市	254	4.37	皆伐		
		253	1.11	択伐		
水源かん養保安林 土砂流出防備保安林 保健保安林 鳥獣保護区特別保護地区	小国町	183	8.08	その他		
水源かん養保安林 土砂流出防備保安林 砂防指定地	米沢市	172,469	0.80	皆伐		
		458	1.42	択伐		
	長井市	12,14,46,48,49	23.03	皆伐		
		48	0.05	その他		
		45,49	1.00	なし		
	高畠町	145,146	0.50	皆伐		
		143	0.70	択伐		
		136,145,146	1.30	その他		
	白鷹町	133	0.33	皆伐		
水源かん養保安林 土砂流出防備保安林 砂防指定地 国立公園第3種特別地域	米沢市	258	1.58	択伐		
水源かん養保安林 土砂流出防備保安林 国立公園第2種特別地域	米沢市	196	22.67	択伐		
水源かん養保安林 土砂流出防備保安林 国立公園第3種特別地域	米沢市	254,257	8.02	皆伐		
水源かん養保安林 土砂流出防備保安林 都道府県立自然公園第3種特別地域	高畠町	122,123,124,125,126,127,128,129	208.74	皆伐		
		127	3.50	なし		

水源かん養保安林 土砂崩壊防備保安林	白鷹町	137	0.43	なし		
	飯豊町	100	4.61	択伐		
		99,100	3.78	なし		
水源かん養保安林 干害防備保安林	飯豊町	136	3.29	皆伐		
		136	1.00	なし		
水源かん養保安林 雪崩防止保安林	米沢市	113,114,491	17.89	皆伐		
		113	0.98	なし		
	白鷹町	152	8.98	皆伐		
		152	7.73	なし		
水源かん養保安林 雪崩防止保安林	飯豊町	73	4.17	皆伐		
		73,148,149	12.11	なし		
水源かん養保安林 保健保安林	米沢市	480,481,482	60.59	皆伐		
		481	70.03	択伐		
	小国町	47,48,51	125.42	皆伐		
		183,194,195	19.99	択伐		
		195	5.84	その他		
		46,48,51,183	72.37	なし		
	飯豊町	12,13,20,21,23,24,27	503.32	皆伐		
		25,43	194.25	択伐		
		20,21	41.83	なし		
水源かん養保安林 保健保安林 国立公園第2種特別地域	小国町	234	30.64	択伐		
水源かん養保安林 保健保安林 都道府県立自然公園第3種特別地域	高畠町	60,61,64,71	97.44	皆伐		
		60,61,62,63	180.22	択伐		
		61	4.02	なし		
水源かん養保安林 砂防指定地	米沢市	308,319,469,485	10.81	択伐		
	長井市	13,14,45,48	24.14	皆伐		
		45,48	0.19	その他		
		45,48	1.11	なし		
	高畠町	143	1.80	択伐		
		135	1.36	その他		
	小国町	135	0.04	皆伐		
		304,308	0.72	その他		
		233	1.94	なし		
	白鷹町	113,114,115,127,128,133	19.70	皆伐		
		113,132	2.54	択伐		
		133	0.58	その他		
		68,115,132	13.19	なし		
	飯豊町	12	1.29	択伐		
水源かん養保安林 砂防指定地 都道府県立自然公園第3種特別地域	高畠町	129	1.95	その他		
水源かん養保安林 国立公園第2種特別地域	米沢市	196,200	20.35	択伐		
水源かん養保安林 国立公園第3種特別地域	飯豊町	66	82.19	択伐		
水源かん養保安林 都道府県立自然公園第3種特別地域	高畠町	61,71,72,74,75,76,77,111,112,113,114,117,118,119,120,121,122,124,126,127,129	439.36	皆伐		
		121,124,129	8.94	その他		
		61,72,118,121	84.74	なし		

土砂流出防備保安林	米沢市	32,67,90,104,106,112,116,120,125,128,132,133,134,155,159,164,165,170,171,172,173,174,175,176,177,179,185,186,187,188,190,191,192,195,196,197,213,231,233,247,249,250,263,264,266,267,268,269,299,300,316,317,322,323,324,327,339,371,372,373,375,392,393,394,406,416,417,418,435,447,448,449,455,456,457,458,508,512,513,520,521,525,527,531,532,533,536,537,539,540,541,544,545,546,547	2,943.11	皆伐		
		49,170,187,231,247,324,373,374,455,521,545,546	29.51	択伐		
土砂流出防備保安林	米沢市	116	0.08	禁伐		
		435,538	2.67	その他		
		26,28,29,65,70,87,90,98,101,104,105,106,107,110,111,112,116,119,120,123,124,125,127,128,129,130,132,133,134,153,154,155,156,158,159,160,164,165,170,172,173,174,180,181,182,183,184,185,192,193,196,213,216,217,219,222,228,230,231,232,246,247,248,250,251,254,264,265,270,271,272,273,274,275,276,277,278,279,286,287,288,290,298,299,300,303,318,321,322,323,324,325,327,335,338,339,340,344,345,346,347,348,349,356,357,358,371,372,373,374,375,376,393,394,397,398,399,400,402,405,406,411,412,414,416,417,418,419,420,421,422,432,433,434,435,436,444,445,446,447,448,449,450,453,454,455,504,505,506,507,508,511,512,513,519,520,521,524,525,526,527,528,529,530,533,534,535,536,537,538,542,543,544,546,547	2,073.70	なし		
	長井市	7,9,10,14,15,16,17,26,27,28,29,30,31,32,33,34,35,38,39,40,41,42,43,44,46,48,49,51,52,53,54,57,60,65,89,90,91	903.69	皆伐		
		7,33,52,53,65	47.31	択伐		
		52	4.20	禁伐		
		3,5,6,7,10,14,15,24,26,27,28,29,30,31,32,33,35,38,39,41,42,43,44,45,46,47,49,50,51,53,54,56,57,58,59,60,61,65,76,77,79,88,89,90,95,96	287.64	なし		
	南陽市	1,2,3,12,33,34,35,36,37,38,40,41,42,43,44,68,69,81,117,120,121,134	654.37	皆伐		
		35,38,39,40,109	89.92	択伐		
		1,2,3,4,7,9,12,15,17,18,22,23,26,28,29,30,31,32,33,35,36,45,46,48,49,53,54,56,57,61,62,63,65,68,69,75,76,77,80,81,82,87,98,109,113,116,117,118,120,121,122,131,134,135,140,200,204	394.13	なし		
	川西町	17,61,73,74	27.02	皆伐		
		67	9.55	択伐		
		16,17,18,44,49,58,61,65,67,70,73,74,79,80,83,84,85	135.34	なし		

	小国町	27,91,96,137,138,230,231,274,275,276,351,354	370.84	皆伐		
		26,186,267,268,269	2.11	禁伐		
		267	2.04	その他		
		7,9,13,14,25,26,30,67,72,74,91,95,96,99,137,138,139,186,229,231,232,254,264,267,268,269,270,271,274,275,276,283,284,285,286,293,342,351,353,354,355,390	482.49	なし		
	白鷹町	4,32,37,39,71,72,73,83,87,88,90,91,92,93,94,96,97,98,99,100,102,103,105,110,112,120,121,122,132,133,139,140,141	469.80	皆伐		
		21,24,32,39,41,73	10.35	択伐		
		96,97,98,99,138	0.34	禁伐		
土砂流出防備保安林	白鷹町	4,21,22,23,24,30,31,32,37,39,40,41,43,50,54,55,68,70,71,72,73,74,83,84,86,87,90,92,95,96,98,99,100,102,103,105,108,110,112,133,138,139,140,141,155	292.55	なし		
	飯豊町	16,43,52,74,80,82,97,98,99,116,124,125,126,127,128,129,131,133,134,135,137,138,146,147,164,165,166,170,171,172,173,174,179,180,183,184,185,186,187,188,190,191,192,193,207,208,210,211,233,243,244,245,251	1,041.95	皆伐		
		46,176,251	47.93	択伐		
		40,154,171	16.64	禁伐		
		43,208	20.98	その他		
		4,39,40,43,45,46,51,52,74,77,80,81,82,84,92,93,97,98,99,100,116,121,122,123,130,131,132,133,134,137,146,147,154,155,156,157,164,165,169,170,171,172,173,176,178,179,180,181,182,183,184,186,187,188,189,190,191,192,193,194,206,207,208,210,211,213,214,215,227,232,234,236,243,244,245,250,251,254,255	646.23	なし		
土砂流出防備保安林 土砂崩壊防備保安林	米沢市	288	0.25	皆伐		
		374	0.27	択伐		
		90,278,288	0.43	なし		
	小国町	127	13.51	なし		
	白鷹町	99	5.11	なし		
	飯豊町	98,179	8.90	皆伐		
		92	1.44	択伐		
		92,98,179	5.01	なし		
土砂流出防備保安林 干害防備保安林	小国町	11,12,13,14,15	186.53	なし		
	飯豊町	99,136	7.64	皆伐		
土砂流出防備保安林 干害防備保安林 都道府県立自然公園第3種特別地域	高畠町	40	7.78	皆伐		

土砂流出防備保安林 雪崩防止保安林	米沢市	128,324	17.39	皆伐		
		96,127,402,503	39.61	択伐		
		96,127,128,324,402,403,427,503,504	37.95	なし		
	長井市	89	1.00	なし		
	小国町	390	6.24	なし		
	飯豊町	16,74	13.74	皆伐		
		15,73	3.87	禁伐		
		73	1.20	その他		
		16,73,74,84	10.28	なし		
土砂流出防備保安林 保健保安林	米沢市	263,266,267	20.72	皆伐		
		252,253,254,255,256,262	163.14	択伐		
		252,253	7.61	なし		
	長井市	52,53	4.49	皆伐		
		52	10.58	択伐		
		49,50,52	6.90	なし		
	南陽市	180	1.17	なし		
土砂流出防備保安林 保健保安林 砂防指定地	米沢市	252,261	6.11	択伐		
	長井市	52	5.33	択伐		
		49	0.06	その他		
土砂流出防備保安林 保健保安林 砂防指定地	長井市	49,50,51,52	3.47	なし		
土砂流出防備保安林 保健保安林 国立公園第2種特別地域	米沢市	259	18.28	択伐		
	小国町	189,190	126.07	択伐		
土砂流出防備保安林 保健保安林 国立公園第3種特別地域	米沢市	253,254,255,256,257,260	30.13	皆伐		
		253,254,255,260,261	124.50	択伐		
土砂流出防備保安林 砂防指定地	米沢市	188,250,252,261,322,455,458	20.26	択伐		
	長井市	28,33,34,35,46,49,51,52,90,91	27.80	皆伐		
		91	0.35	択伐		
		52	0.65	禁伐		
		28,48,49	4.05	その他		
		45,47,49,51,90,91	5.98	なし		
	南陽市	199	22.89	皆伐		
		36,42	17.27	その他		
		15	0.07	なし		
	白鷹町	73,112,133	1.97	皆伐		
		70,84,86,87,99,112,133,141	1.91	その他		
	飯豊町	102,103,170,190,191,192,193,208	28.10	択伐		
		171	1.21	禁伐		
		46,100,101,171,190,192,193,208	15.41	その他		
土砂流出防備保安林 砂防指定地 国立公園第3種特別地域	米沢市	254,257	1.10	択伐		
土砂流出防備保安林 国立公園第2種特別地域	米沢市	167,168,169,196	130.54	択伐		
土砂流出防備保安林 国立公園第3種特別地域	米沢市	254,255,256,257,258	69.15	皆伐		
		166,253,254,255	77.91	択伐		
土砂流出防備保安林 都道府県立自然公園第2種特別地域	高畠町	77	27.35	択伐		
土砂流出防備保安林 都道府県立自然公園第3種特別地域	南陽市	60	23.63	皆伐		
	高畠町	40,48,58,59,78	45.80	皆伐		
		8,49	6.05	なし		

土砂崩壊防備保安林	米沢市	90,229	3.94	択伐		
		91,229,277,278,288,335	12.84	なし		
	南陽市	109	0.46	択伐		
		15,109	1.71	なし		
	高畠町	131	3.05	なし		
	川西町	43,44	8.91	なし		
	小国町	127	1.14	択伐		
		182,183	0.07	禁伐		
		126,127,182,183,245	24.19	なし		
	白鷹町	138	0.15	択伐		
		17,18,99,137,138	9.31	なし		
	飯豊町	83,92,100,216	3.88	択伐		
		83,92,98,100,179,216,217	13.81	なし		
土砂崩壊防備保安林 雪崩防止保安林	小国町	126	0.72	なし		
	飯豊町	84	1.98	禁伐		
		84	0.25	なし		
土砂崩壊防備保安林 保健保安林	南陽市	180	3.29	その他		
		179,180	17.32	なし		
土砂崩壊防備保安林 保健保安林 都道府県立自然公園第3種特別地域	南陽市	179	16.22	皆伐		
土砂崩壊防備保安林 都道府県立自然公園第3種特別地域	高畠町	57	0.22	皆伐		
干害防備保安林	米沢市	2,3,4	91.01	皆伐		
		2,3,4	5.09	なし		
	白鷹町	106	26.69	皆伐		
		106	8.80	なし		
	飯豊町	136	0.76	皆伐		
		136	1.59	なし		
干害防備保安林 落石防止保安林	米沢市	2,3	0.54	皆伐		
		2	0.20	なし		
干害防備保安林 保健保安林	高畠町	31	0.40	なし		
	川西町	1,2	28.05	択伐		
		1,2	5.35	なし		
	白鷹町	106	0.30	皆伐		
		42,56	96.49	択伐		
		42,56	3.00	なし		
干害防備保安林 保健保安林 都道府県立自然公園第2種特別地域	高畠町	31,34,35,38,43	94.33	皆伐		
		30,31,36,42	250.29	択伐		
		43	0.65	その他		
		30,31,42	30.17	なし		
干害防備保安林 保健保安林 都道府県立自然公園第3種特別地域	高畠町	12,13,14,29,30	63.81	皆伐		
干害防備保安林 風致保安林	高畠町	91,93	0.92	なし		
干害防備保安林 風致保安林 都道府県立自然公園第2種特別地域	高畠町	94	12.82	択伐		
干害防備保安林 風致保安林 都道府県立自然公園第3種特別地域	高畠町	90,91,93	5.25	皆伐		
		93,94	9.24	択伐		
干害防備保安林 都道府県立自然公園第2種特別地域	高畠町	42	0.88	択伐		
		42	1.56	なし		

干害防備保安林 都道府県立自然公園第3種特別地域	高畠町	40,41,47	79.37	皆伐		
		48	32.94	なし		
雪崩防止保安林	米沢市	113	0.37	皆伐		
		39,127,252,327,426	14.38	択伐		
		80,243	5.93	禁伐		
		39,48,80,127,243,251,324,326,327,426,427,556	46.43	なし		
	長井市	85,89	0.62	禁伐		
		85,89	3.95	なし		
	南陽市	19	0.14	禁伐		
		19	0.84	なし		
	川西町	84	0.11	択伐		
		72,74	1.75	禁伐		
		72,74,84	11.12	なし		
	小国町	233,392	12.28	択伐		
		72,126,262,267,339,390,392	12.00	禁伐		
		69,71,72,126,210,233,262,267,338,339,389,390,392	70.45	なし		
	飯豊町	15,84	1.64	禁伐		
		73	1.10	その他		
雪崩防止保安林	飯豊町	3,15,16,73,84,88,147,148	51.20	なし		
雪崩防止保安林 砂防指定地	南陽市	19	0.13	禁伐		
		19	0.07	なし		
	飯豊町	103	7.65	択伐		
保健保安林	米沢市	481	9.54	択伐		
	長井市	50	2.10	なし		
	小国町	183	1.45	皆伐		
		183,190	4.46	択伐		
		183,184,185,194	26.35	なし		
	白鷹町	56	4.31	択伐		
		56	0.01	なし		
	飯豊町	21	2.65	皆伐		
		25	56.38	択伐		
		9,21	16.55	なし		
保健保安林 都道府県立自然公園第3種特別地域	高畠町	60,61,63	8.98	択伐		
風致保安林 都道府県立自然公園第2種特別地域	高畠町	94	1.71	択伐		
保安施設地区	高畠町	133	0.02	なし		

砂防指定地	米沢市	21,24,149,154,161,172,184,213,227,229,235,330,342,343,351	28.03	皆伐		
		21,24,148,150,154,155,184,194,212,213,235,250,252,264,304,305,306,307,308,319,320,321,322,342,343,351,366,367,454,455	41.42	択伐		
		21,149,155,235,307,319,322,330	6.25	なし		
	長井市	34,35	0.14	皆伐		
		28,29,30,45,47,48,49	15.44	その他		
		41,42,43,45,47,48,49,50	29.44	なし		
	南陽市	19,55,73,107,108,109,112,113,124,163,198,199,202,203	82.90	皆伐		
		112,113	0.70	択伐		
		17,19,20,31,32,42,50,51,52,55,56,57,58,68,69,70,71,73,74,75,76,78,79,80,81,134,135	166.46	その他		
		15,16,17,19,20,55,57,69,71,73,78,79,80,198	7.94	なし		
	高畠町	150	0.45	皆伐		
		132,133,135,151	13.08	その他		
		77,132,133	0.44	なし		
	川西町	66	1.11	その他		
	小国町	21,35,45,46,49,217	43.55	皆伐		
		21,42,89,90,134,201,204,205,221,347,390	10.83	択伐		
		19,35,36,38,42,44,52,53,65,89,90,121,122,136,204,222,225,229,264,265,304,308,312,313,314,315,316,317,356,389	51.81	その他		
		42	0.01	なし		
	白鷹町	73,78,79,95,96	17.12	皆伐		
		23,59,66,140,141,155	0.86	択伐		
		23,31,32,59,60,61,65,66,69,70,73,80,84,87,92,93,99,102,103,105,112,133,134,138,139,140,141,142,155	46.10	その他		
		19,20,31,65,66,68,69,83,102,105,140	19.26	なし		
	飯豊町	247,249	4.15	皆伐		
砂防指定地	飯豊町	6,12,46,85,208	10.85	択伐		
		3,4,6,13,46,47,57,85,86,88,100,101,171,189,190,194,208,221,222,231,237	41.32	その他		
		89,92	13.98	なし		
砂防指定地 国立公園第3種特別地域	米沢市	254	2.14	択伐		
砂防指定地 都道府県立自然公園第2種特別地域	高畠町	77	3.64	択伐		
砂防指定地 都道府県立自然公園第3種特別地域	高畠町	76	2.57	皆伐		
		72,76	4.08	択伐		
		55,72,73,77	6.36	その他		
国立公園第2種特別地域	米沢市	167,168	2.13	択伐		
	小国町	189,190,233,262,263	188.80	択伐		
		263	0.45	なし		
国立公園第3種特別地域	米沢市	253,254	14.14	皆伐		
		166,253,254	20.81	択伐		

都道府県立自然公園第2種特別地域	南陽市	166,167,168	100.89	択伐		
	高畠町	26,30,31,36,77,94	105.71	択伐		
		42	0.63	その他		
		42,77	43.60	なし		
都道府県立自然公園第3種特別地域	南陽市	60,161,165,166,169,170,171,172,174,175,176,177,178,179,209,210,211,212,213,214	769.12	皆伐		
		208	44.16	択伐		
		170	2.83	その他		
		161,170,172,174,175,177,209,211,212,214	100.11	なし		
	高畠町	1,2,3,4,5,6,7,8,9,10,11,12,13,14,15,23,24,25,26,27,28,29,30,31,32,33,34,35,37,38,39,40,41,43,44,45,46,47,48,49,50,51,52,53,54,55,56,57,58,59,60,61,63,64,65,66,69,70,71,72,73,74,75,76,77,78,79,80,81,82,87,88,89,90,91,93,94,95,96,97,98,99,100,102,103,104,105,106,107,108,109,110,111,113,114,115,116,117,118,119,120,121,122,124,129	4,927.11	皆伐		
		14,29,31,35,40,43,49,50,66,71,73,74,76,77,80,87,88,89,95,96,100,107,108,110,117	47.06	その他		
		7,8,9,12,13,14,15,23,24,25,26,27,28,29,30,31,32,33,35,40,41,43,44,47,48,49,50,51,53,56,57,59,61,63,64,71,76,90,91,96,98,106,107,110,111,118,129	238.13	なし		
鳥獣保護区特別保護地区	小国町	182	2.56	なし		

２　その他必要な事項

該当なし

（附）参考資料

1　森林計画区の概要

（１）市町村別土地面積及び森林面積

単位　面積：ha　比率：%

区分		区域面積	森林面積			森林比率
		①	総　数　②	国　有　林	民　有　林	② ÷ ① × 100
総数		**※　249,524**	**191,810**	**76,740**	**115,069**	**77**
市町村別内訳	米沢市	54,851	41,866	9,593	32,274	76
	南陽市	16,052	9,593	283	9,310	60
	高畠町	18,026	10,690	1,343	9,347	59
	川西町	16,660	7,858	167	7,691	47
	東南置賜計	**105,589**	**70,006**	**11,385**	**58,621**	**66**
	長井市	21,467	14,630	8,909	5,721	68
	小国町	※　73,756	69,191	49,772	19,420	94
	白鷹町	15,771	10,228	739	9,489	65
	飯豊町	32,941	27,755	5,936	21,818	84
	西置賜計	**143,935**	**121,803**	**65,355**	**56,448**	**85**

注１　区域面積は、国土交通省国土地理院「令和８年都道府県市町村別面積調（7月1日時点）」による。
　　ただし、※は一部境界未定あり。
注２　国有林森林面積は、「森林調査簿（令和８年10月時点）」による。
注３　民有林森林面積は、森林簿情報（令和８年９月時点）による。
注４　総数と内訳は、四捨五入により一致しないことがある。

（２）地況

ア　気候

観測地	気温（℃）			年間降水量	最深積雪量	主風の方向	備考
	最高	最低	年平均	(mm)	(cm)		日照時間(h)
米沢	36.5	−12.3	12.0	1,432.5	93.1	西南西	1,677.9
高畠	36.6	−10.2	12.1	1,244.9	※	西	1,677.9
長井	35.5	−11.1	11.9	1,759.7	93.1	西北西	1,600.5
小国	36.7	−8.5	11.6	2,690.9	163.2	西南西	1,350.4
高峰	35.5	−11.9	11.3	2,083.3	※	南西	1,502.6

資料：気象庁データ（2015～2024年10年間の平均）
　　※は、公表データなし。

イ　地勢

区分	名 称 等						
山岳	栗子山	(1,217)	西吾妻山	(2,035)	西大巓	(1,982)	（海抜高：m）
	東大巓	(1,928)	大朝日岳	(1,871)	祝瓶山	(1,417)	
	白鷹山	(994)	北股岳	(2,025)	飯森山	(1,595)	
河川	最上川	置賜野川	置賜白川	犬川	吉野川	鬼面川	荒川
	玉川	横川					
湖沼	白竜湖	玉木沼					
ダム	水窪ダム	綱木川ダム	木地山ダム	長井ダム	赤芝ダム	横川ダム	白川ダム

資料：国土地理院（日本の主な山岳標高 ―日本の山岳標高一覧 （1003山））
資料：山形県勢要覧（令和8年刊）

ウ　土壌

単位　比率：%

土壌群	ﾎﾟﾄﾞｿﾞﾙ P	褐色森林土 B	黒色土 BI	赤・黄色土 RY	グライ G	未熟土 Im	その他（岩石地等）	計
比率	5.1	74.8	1.4	0.4	0.0	9.0	9.3	100.0

資料：適地的木調査報告書（昭和46年）
　注：比率は、民有林内に占める割合

（３）土地利用の現況

単位　面積：100ha

区分		総数	森林	農地			その他	
				総数	うち田	うち畑	総数	うち宅地
総数		**2,495.2**	**1,918.1**	**205.7**	**178.5**	**52.6**	**372.8**	**69.6**
市町村別内訳	米沢市	548.5	418.7	37.9	34.4	2.7	91.4	23.1
	南陽市	160.5	95.9	21.4	16.2	2.3	43.3	9.4
	高畠町	180.3	106.9	30.6	24.9	2.9	44.7	8.0
	川西町	166.6	78.6	43.1	41.1	1.8	45.0	6.4
	東南置賜計	**1,055.9**	**700.1**	**133.0**	**116.5**	**9.6**	**224.4**	**46.9**
	長井市	214.7	146.3	29.5	27.6	1.5	38.7	9.5
	小国町	※　737.6	691.9	7.8	6.5	1.3	37.6	3.2
	白鷹町	157.7	102.3	14.7	10.3	37.7	41.1	6.3
	飯豊町	329.4	277.5	20.8	17.5	2.5	31.0	3.8
	西置賜計	**1,439.4**	**1,218.0**	**72.7**	**62.0**	**43.0**	**148.4**	**22.6**

注１　農地は、山形県勢要覧（令和8年刊）による。ただし、※印は、一部境界未定あり。
注２　宅地は、令和６年山形県統計年鑑（令和2年3月刊行）による。
注３　小数点第1位以下四捨五入のため、各数の計と総数が一致しないことがある。

（４）産業別生産額

単位　金額：百万円

区分		総生産額	第１次産業				第２次産業	第３次産業
			総額	農業	林業	水産業		
総数		**851,516**	**20,245**	**19,371**	**861**	**13**	**332,628**	**492,944**
市町村別内訳	米沢市	425,950	3,646	3,376	268	2	186,566	232,888
	南陽市	104,720	4,018	3,963	52	3	29,774	70,228
	高畠町	73,831	3,635	3,584	51	0	24,609	45,093
	川西町	39,766	2,810	2,768	41	1	11,395	25,294
	東南置賜計	**644,267**	**14,109**	**13,691**	**412**	**6**	**252,344**	**373,503**
	長井市	106,058	1,847	1,807	37	3	36,246	67,255
	小国町	35,605	597	446	149	2	18,361	16,408
	白鷹町	38,330	1,900	1,790	110	0	12,730	23,445
	飯豊町	27,256	1,792	1,637	153	2	12,947	12,333
	西置賜計	**207,249**	**6,136**	**5,680**	**449**	**7**	**80,284**	**119,441**

注１　資料：令和元年山形県統計年鑑(令和3年3月刊行)
注２　総生産額は、市町村内総生産額から輸入税を加算し消費税・帰属利子を控除した額
注３　単位未満四捨五入のため、各数の計と総数が一致しないことがある。

（５）産業別就業者数

単位　人

区分		総数	第１次産業				第２次産業	第３次産業
			総数	農業	林業	水産業		
総数		**107,317**	**9,232**	**8,309**	**229**	**16**	**37,571**	**61,192**
市町村別内訳	米沢市	43,073	1,564	1,448	44	1	14,846	26,734
	南陽市	16,289	1,696	1,524	10	3	5,180	9,572
	高畠町	12,353	1,871	1,684	14	2	4,437	6,216
	川西町	7,678	1,387	1,252	9	0	2,483	3,934
	東南置賜計	**79,393**	**6,518**	**5,908**	**77**	**6**	**26,946**	**46,456**
	長井市	14,003	1,007	934	16	4	5,329	7,720
	小国町	3,568	314	206	84	2	1,556	1,720
	白鷹町	6,737	734	688	21	2	2,495	3,531
	飯豊町	3,616	659	573	31	2	1,245	1,765
	西置賜計	**27,924**	**2,714**	**2,401**	**152**	**10**	**10,625**	**14,736**

注１　資料：令和元年山形県統計年鑑(令和3年3月刊行)
注２　資料：総務省統計局「国勢調査結果」（平成27年）

２　森林の現況

（１）齢級別森林資源表

単位　面積:ha、蓄積・成長量:㎥

区分			総数			1齢級			2齢級			3齢級		
			面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量
総数			115069.24											
立木地	人・天 計	総数	108932.64	23,102,708	339,250	62.01	0	0	46.18	32	6	2267.40	44,549	4,919
	人工林	総数	32621.04	13,092,622	241,300	61.41	0	0	43.60	0	0	7.51	269	55
	天然林	総数	76311.61	10,010,086	97,950	0.60	0	0	2.58	32	6	2259.89	44,280	4,864
		利活用	337.52	51,277	708	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0
		利活用以外	75974.09	9,958,809	97,241	0.60	0	0	2.58	32	6	2259.89	44,280	4,864
伐採跡地			967.17											
未立木地			5168.74											
竹林			0.68											

区分			4齢級			5齢級			6齢級			7齢級		
			面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量
総数														
立木地	人・天 計	総数	247.00	9,750	906	668.01	42,554	2,845	605.73	77,120	4,404	1242.02	236,747	10,493
	人工林	総数	50.35	3,363	412	200.27	23,424	1,855	418.42	68,223	4,031	1072.53	224,499	10,070
	天然林	総数	196.66	6,387	494	467.74	19,130	989	187.31	8,897	373	169.49	12,248	423
		利活用	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	6.85	455	18
		利活用以外	196.66	6,387	494	467.74	19,130	989	187.31	8,897	373	162.64	11,793	405

区分			8齢級			9齢級			10齢級			11齢級		
			面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量
総数														
立木地	人・天 計	総数	2386.46	471,722	16,182	2801.78	742,649	22,442	3302.37	1,014,155	25,496	4794.96	1,465,277	31,522
	人工林	総数	1516.08	394,921	14,234	2269.40	690,236	21,187	2946.66	975,446	24,703	3580.93	1,332,611	29,082
	天然林	総数	870.38	76,801	1,947	532.37	52,413	1,256	355.70	38,709	793	1214.03	132,666	2,440
		利活用	76.73	7,780	236	2.57	217	5	0.15	25	1	2.71	484	9
		利活用以外	793.65	69,021	1,712	529.81	52,196	1,250	355.55	38,684	793	1211.32	132,182	2,431

区分			12齢級			13齢級			14齢級			15齢級		
			面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量
総数														
立木地	人・天 計	総数	6835.30	2,095,023	36,752	8125.84	2,247,344	33,226	12140.65	2,819,362	33,617	15281.83	3,184,358	33,006
	人工林	総数	4369.40	1,806,218	33,017	4083.48	1,723,931	27,069	3781.47	1,665,751	21,977	2935.57	1,452,423	18,619
	天然林	総数	2465.90	288,805	3,735	4042.36	523,413	6,157	8359.18	1,153,611	11,641	12346.26	1,731,935	14,387
		利活用	6.34	1,154	18	31.77	6,227	91	38.26	7,525	91	24.62	4,888	48
		利活用以外	2459.57	287,651	3,717	4010.59	517,186	6,066	8320.92	1,146,086	11,549	12321.64	1,727,047	14,339

区分			16齢級			17齢級			18齢級			19齢級		
			面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量
総数														
立木地	人・天 計	総数	12861.65	2,319,991	22,171	9831.80	1,645,482	15,003	6212.62	1,167,685	11,396	5683.47	1,098,330	10,862
	人工林	総数	1332.32	695,486	8,871	707.78	362,090	4,641	799.98	410,135	5,231	835.52	416,642	5,311
	天然林	総数	11529.32	1,624,505	13,300	9124.02	1,283,392	10,361	5412.64	757,550	6,165	4847.96	681,688	5,551
		利活用	45.83	6,909	59	26.29	4,072	35	19.22	2,879	24	21.04	2,887	22
		利活用以外	11483.49	1,617,596	13,241	9097.73	1,279,320	10,327	5393.42	754,671	6,141	4826.91	678,801	5,529

区分			20齢級			21齢級以上		
			面積	材積	成長量	面積	材積	成長量
総数								
立木地	人・天 計	総数	3477.01	712,804	7,410	10058.56	1,707,774	16,592
	人工林	総数	590.46	303,801	3,932	1017.89	543,153	7,003
	天然林	総数	2886.55	409,003	3,478	9040.67	1,164,621	9,590
		利活用	26.50	4,262	38	8.64	1,513	14
		利活用以外	2860.05	404,741	3,439	9032.03	1,163,108	9,576

注1　利活用は、「利活用等により機能の維持増進を図る天然林」を指す。

注2　成長量は、地域森林計画にあっては森林標本抽出調査結果等により調整された成長率表を使用し、齢級別材積に乗じて計算する。

注3　単位未満四捨五入のため、各数の計と総数が一致しないことがある。

(2)制限林普通林別森林資源表　計画区:置賜

単位　面積:ha 材積:立木は千㎥、立竹は千束

区　分		総数	立木地					竹林	無立木地		
			総数	人工林	天然林				総数	伐採跡地	未立木地
				総数	総数	利活用	利活用以外				
総数	面積	115,069.24	108,932.64	32,621.04	76,311.61	337.52	75,974.09	0.68	6,135.92	967.17	5,168.74
	材積	23,102,708	23,102,708	13,092,622	10,010,086	51,277	9,958,809		0		
	成長量	339,250	339,250	241,300	97,950	708	97,241		0		
制限林	面積	48,406.52	46,580.03	11,935.23	34,644.81	216.05	34,428.76	0.00	1,826.49	433.16	1,393.33
	材積	8,999,793	8,999,793	4,573,941	4,425,852	34,007	4,391,845		0		
	成長量	129,449	129,449	87,746	41,703	459	41,244		0		
普通林	面積	66662.72	62352.61	20685.81	41666.80	121.47	41545.33	0.68	4309.43	534.01	3775.41
	材積	14,102,915	14,102,915	8,518,681	5,584,234	17,270	5,566,964		0		
	成長量	209,801	209,801	153,554	56,247	249	55,998		0		

注1　利活用は、「利活用等により機能の維持増進を図る天然林」を指す。
注2　単位未満四捨五入のため、各数の計と総数が一致しないことがある。

（3） 市 町 村 別 森 林 資 源 表

計画区：置賜

（単位　面積：ha，材積：m3）

区分			総数		米沢市		長井市		南陽市		高畠町		川西町		小国町		白鷹町		飯豊町	
			面積	材積	面積	材積	面積	材積	面積	材積	面積	材積	面積	材積	面積	材積	面積	材積	面積	材積
総数			115069.24	23,102,708	32273.87	6,409,912	5721.30	1,104,351	9309.98	2,629,639	9346.65	1,984,877	7690.58	1,295,761	19419.63	3,245,392	9488.93	2,773,658	21818.29	3,659,118
立木地	人工林・天然林　計		108932.64	23,102,708	31193.95	6,409,912	5542.27	1,104,351	9003.32	2,629,639	9052.51	1,984,877	7462.62	1,295,761	16880.78	3,245,392	9129.70	2,773,658	20667.50	3,659,118
	人工林	総数	32621.04	13,092,622	8031.59	3,424,128	1662.92	578,599	3990.24	1,869,928	2858.94	963,457	1442.18	408,250	4323.20	1,797,257	5349.12	2,298,549	4962.84	1,752,454
	天然林	総数	76311.61	10,010,086	23162.36	2,985,784	3879.35	525,752	5013.08	759,711	6193.57	1,021,420	6020.44	887,511	12557.58	1,448,135	3780.58	475,109	15704.66	1,906,664
		利活用	337.52	51,277	23.38	3,635	2.85	360	31.71	4,904	135.48	25,175	1.05	171	54.27	6,464	2.00	152	86.78	10,416
		利活用以外	75974.09	9,958,809	23138.98	2,982,149	3876.50	525,392	4981.37	754,807	6058.09	996,245	6019.39	887,340	12503.31	1,441,671	3778.58	474,957	15617.88	1,896,248
竹林			0.68		0.12		0.52										0.04			
無立木	総数		6135.92	0	1079.81	0	178.51	0	306.66	0	294.14	0	227.96	0	2538.85	0	359.19	0	1150.80	0
	伐採跡地		967.17		217.55		9.30		37.54		126.13		69.60		226.42		159.12		121.52	
	未立木地		5168.74		862.26		169.21		269.12		168.01		158.36		2312.43		200.06		1029.28	

注1　利活用は、「利活用等により機能の維持増進を図る天然林」を指す。
注2　単位未満四捨五入のため、各数の計と総数が一致しないことがある。

（4） 所有形態別森林資源表

計画区： 置賜　　（単位　面積：ha　材積：m3）

区分			総数		都道府県有林		市町村有林		財産区有林		私有地	
			面積	材積	面積	材積	面積	材積	面積	材積	面積	材積
総数			115,069.24	23,102,708	1,086.72	371,536	5,612.16	966,627	13,264.93	2,175,112	95,105.43	19,589,433
立木地	人・天	総数	108,932.65	23,102,708	1,054.40	371,536	5,099.74	966,627	12,689.02	2,175,112	90,089.49	19,589,433
	人工林	総数	32,621.04	13,092,622	600.57	306,561	1,577.58	542,434	2,082.31	873,343	28,360.58	11,370,284
	天然林	総数	76,311.61	10,010,086	453.83	64,975	3,522.15	424,193	10,606.71	1,301,769	61,728.91	8,219,149
		利活用	337.52	51,277	0.00	0	31.61	3,936	41.06	5,544	264.85	41,797
		利活用以外	75,974.09	9,958,809	453.83	64,975	3,490.54	420,257	10,565.65	1,296,225	61,475.87	8,177,352
竹林			0.68	0							0.68	
無立木	総数		6,135.92	0	32.32	0	512.42	0	575.92	0	5,015.25	0
	伐採跡地		967.17	0			99.76		139.08		728.33	
	未立木地		5,168.74	0	32.32		412.66		436.84		4,286.92	

注１　単位未満四捨五入のため、各数の計と総数が一致しないことがある。
注２　都道府県林とは都道府県が、市町村有林とは市町村が、財産区有林とは地方自治法第３編第４章に規定される財産区が、それぞれ森林所有者で森林をいい、私有林とは上記以外の民有林をいう。ただし、分収造林契約の場合は造林者をもって森林所有者とする。
注３　利活用は、「利活用等により機能の維持増進を図る天然林」を指す。

(5)制限林の種類別面積　計画区：　置賜

単位 面積:ha

区分	保安林					保安施設地区	砂防指定地	自然公園																自然環境保全法による原生自然環境保全地域	自然環境保全法による自然環境保全地域の特別地区	自然環境保全法による都道府県自然環境保全地域の特別地区	鳥獣保護法による特別保護地区	都市緑地保全法による特別緑地保全地区	都市計画法による風致地区	林業種苗法による特別母樹林	文化財保護法による史跡名勝天然記念物に係る指定等	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による管理地区	その他	合計	
								国立公園						国定公園						都道府県立自然公園					計										
	水源かん養保安林	土砂流出防備保安林	土砂崩壊防備保安林	その他の保安林	計			特別保護地区	第一種特別地域	第二種特別地域	第三種特別地域	地種区分未定地域	小計	特別保護地区	第一種特別地域	第二種特別地域	第三種特別地域	地種区分未定地域	小計	第一種特別地域	第二種特別地域	第三種特別地域	地種区分未定地域	小計											
総数		(4,969.63)	(43.74)	(3,681.29)	(8,694.62)		(283.91)			(348.55)	(402.20)		(750.75)						(0.00)		(423.40)	(1,341.21)		(1,764.61)	(2,515.36)				(8.08)						(11,501.97)
	27,352.71	12,432.65	123.46	1,227.15	41,135.97	0.02	672.43			191.38	34.95		226.33						0.00		250.83	6,128.52		6,379.34	6,605.68				2.56		0.10				48,416.76
米沢市		(1,757.74)	(0.95)	(1,257.10)	(3,015.79)		(42.08)			(191.84)	(320.01)		(511.85)						(0.00)					(0.00)	(511.85)									(3,569.72)	
	8,085.93	5,814.42	16.78	173.49	14,090.62		77.84			2.13	34.95		37.08						0.00					0.00	37.08						0.10				14,205.64
長井市		(937.12)		(31.83)	(968.95)		(97.21)						(0.00)						(0.00)					(0.00)	(0.00)										(1,066.16)
	1,505.78	1,313.50		6.67	2,825.95		45.02						0.00						0.00					0.00	0.00										2,870.97
南陽市				(38.00)	(38.00)		(40.43)						(0.00)						(0.00)			(39.85)		(39.85)	(39.85)										(118.28)
	27.79	1,203.45	39.00	1.18	1,271.42		258.00						0.00						0.00		100.89	916.22		1,017.11	1,017.11										2,546.53
		(642.59)		(757.34)	(1,399.93)		(7.61)						(0.00)						(0.00)		(423.40)	(1,301.36)		(1,724.76)	(1,724.76)										(3,132.30)
高畠町	1,703.10	86.98	3.27	593.32	2,386.67	0.02	30.62						0.00						0.00		149.94	5,212.30		5,362.23	5,362.23										7,779.54
川西町		(77.46)		(33.40)	(110.86)								(0.00)						(0.00)					(0.00)	(0.00)										(110.86)
	1,035.24	171.91	8.91	46.38	1,262.44		1.11						0.00						0.00					0.00	0.00										1,263.55
小国町		(192.60)	(13.51)	(590.53)	(796.64)		(2.70)			(156.71)			(156.71)						(0.00)					(0.00)	(156.71)				(8.08)						(964.13)
	1,950.22	1,189.93	26.12	126.99	3,293.16		106.20			189.23			189.23						0.00					0.00	189.23				2.56						3,591.17
白鷹町		(393.31)	(5.54)	(131.92)	(530.77)		(40.22)						(0.00)						(0.00)					(0.00)	(0.00)										(570.99)
	2,599.00	782.03	9.46	139.60	3,530.09		83.34						0.00						0.00					0.00	0.00										3,613.43
飯豊町		(968.81)	(23.74)	(841.13)	(1,833.68)		(53.66)				(82.19)		(82.19)						(0.00)					(0.00)	(82.19)										(1,969.53)
	10,445.85	1,870.53	19.92	139.32	12,475.62		70.30						0.00						0.00					0.00	0.00										12,545.90

（６）樹種別材積表

単位　材積：1,000m3

樹種／林種	針葉樹				広葉樹	計
	スギ	カラマツ	マツ	その他針計		
総　数	**11,628**	**472**	**1,923**	**119**	**8,961**	**23,102**
人　工　林	11,628	472	984	3	7	13,092
天　然　林	－	－	940	116	8,954	10,010

注　単位未満四捨五入のため、各数の計と総数が一致しないことがある。

（７）特定保安林の指定状況

指定なし

（８）荒廃地等の面積

単位　面積：ha

区　分		荒廃地	荒廃危険地	
		面　積	地区数	面積
総　数		**5,334**	**594**	**5,227**
市町村別内訳	米沢市	887	112	882
	南陽市	1,007	54	863
	高畠町	168	37	168
	川西町	119	43	137
	東南置賜計	**2,181**	**246**	**2,050**
	長井市	92	50	88
	小国町	1,249	99	1,178
	白鷹町	547	81	564
	飯豊町	1,265	118	1,346
	西置賜計	**3,153**	**348**	**3,176**

資料：林業振興課　森林保全担当　平成３年度山地保全（荒廃現況）調査
資料：森林ノミクス推進課　市町村別山地災害危険地区一覧（令和７年度末現在）

（９）森林の被害

単位　面積：ha

種　類		火　災			松くい虫			ナラ枯れ			カツラマルカイガラムシ			クマ		
年　度		R5	R6	R7	R5	R6	R7	R5	R6	R7	R5	R6	R7	R5	R6	R7
総　数		**2.1**	**153.7**	**0.0**	**1.6**	**1.5**	**3.8**	**2.1**	**1.1**	**0.8**	**0.0**	**0.0**	**0.0**	**35.7**	**39.1**	**66.7**
市町村別内訳	米沢市	0.0	0.1		0.0	0.1	0.8	2.1	1.0	0.6				13.8	22.5	15.3
	南陽市		102.0		0.1	0.2	0.2	0.0						1.0	2.5	2.9
	高畠町	2.1	50.9		0.7	0.2	1.2	0.0	0.0	0.2				4.4	7.3	6.9
	川西町				0.1	0.3	0.3	0.0	0.1	0.1					0.1	0.2
	東南置賜計	**2.1**	**153.0**	**0.0**	**1.0**	**0.7**	**2.4**	**2.1**	**1.1**	**0.8**	**0.0**	**0.0**	**0.0**	**19.3**	**32.3**	**25.2**
	長井市				0.2	0.1	0.7							0.0	0.1	0.8
	小国町		0.2		0.0		0.1							14.4	5.4	37.0
	白鷹町				0.1	0.7	0.5									0.1
	飯豊町		0.6		0.3	0.1	0/65							2.0	1.3	3.5
	西置賜計	**0.0**	**0.7**	**0.0**	**0.6**	**0.9**	**1.3**	**0.0**	**0.0**	**0.0**	**0.0**	**0.0**	**0.0**	**16.4**	**6.8**	**41.4**

資料：森林ノミクス推進課　森林管理担当「森林被害報告年報」「林野火災一覧表」令和５年～令和７年度
注１：被害面積は実損面積である。
注２：端数処理により合計等が一致しないことがある。

（10）防火線等の整備状況

該当なし

３　林業の動向

（１）保有山林規模別林家数

単位　経営体

区　　分		総　数	１～５ha 未満	５～10ha 未満	10～50ha 未満	50ha 以上
総　　数		**113**	**21**	**25**	**39**	**28**
市町村別内訳	米沢市	27	3	6	11	7
	南陽市	9	1	1	5	2
	高畠町	11	1	2	3	5
	川西町	5	2	1	2	－
	東南置賜計	**52**	**7**	**10**	**21**	**14**
	長井市	20	6	4	7	3
	小国町	11	4	2	5	－
	白鷹町	16	2	4	4	6
	飯豊町	14	2	5	2	5
	西置賜計	**61**	**14**	**15**	**18**	**14**

資料：令和６年山形県統計年鑑（令和２年山形県の農業）

（２）森林経営計画の認定状況

単位　面積　：　ha

区　　分		総　　数		公有林		私有林		備考
		認定数	面積	認定数	面積	認定数	面積	
総　　数		**37**	**8,387**	**8**	**1,792**	**29**	**6,595**	
市町村別内訳	米沢市	7	1,560	1	418	6	1,142	
	南陽市	4	159			4	159	
	高畠町	4	890			4	890	
	川西町	2	253	1	180	1	73	
	東南置賜計	**17**	**2,862**	**2**	**598**	**15**	**2,264**	
	長井市	2	907	1	154	1	753	
	小国町	5	848	1	594	4	254	
	白鷹町	6	2,877			6	2,877	
	飯豊町	7	893	4	446	3	447	
	西置賜計	**20**	**5,525**	**6**	**1,194**	**14**	**4,331**	

注１　認定数欄は、当該市町村の森林についてたてられている森林経営計画の認定森林所有者である。
　２　令和７年度末時点における森林経営計画の認定状況である。
　３　複数市町村にまたがる林業公社は除いている。

（３）経営管理権及び経営管理実施権の設定状況

単位　面積　：　ha

区　　分		経営管理権		経営管理実施権		備　考
		件　数	面　積	件　数	面　積	
総　　数		**1**	**1**	**0**	**0**	
市町村別内訳	米沢市					
	南陽市					
	高畠町					
	川西町	1	1.27	0	0	
	東南置賜計	**1**	**1.27**	**0**	**0**	
	長井市					
	小国町					
	白鷹町					
	飯豊町					
	西置賜計	**0**	**0**	**0**	**0**	

資料：森林ノミクス推進課　森林経営管理制度担当　令和７年度実施状況報告
注　件数は、策定した経営管理権集積計画又は経営管理実施権配分計画の数である。

４　林地の異動状況（森林計画の対象森林）

（１）森林より森林以外への異動

単位　面積：ha

種　類	農用地	ゴルフ場等レジャー施設用地	住宅、別荘、工場等事業用地及びその附帯地	砕石採土地	その他	合計
総　数			3	9	25	38

資料：森林ノミクス推進課　森林管理担当　「令和７年度　林地開発許可データベース第４四半期」
注１　単位未満四捨五入のため、各数の計と総数が一致しないことがある。
注２　その他は、ダム敷等への異動による森林の減少である。

（２）森林以外より森林への異動

単位　面積：ha

種　類	原　野	農用地	官行造林地の返地	その他	合　計
総　数			115		115

注　単位未満四捨五入のため、各数の計と総数が一致しないことがある。

５　森林資源の推移

（１）分期別伐採立木材積等

単位　面積：ha　材積：1,000m3　延長：km

分　　期		Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅴ	Ⅵ	Ⅶ	Ⅷ
伐採立木材積	総　　数	850	874	656	580	517	470	429	384
	主　　伐	660	678	466	396	339	298	263	224
	間　　伐	190	196	190	184	178	172	166	160
造林面積	総　　数	2,398	2,416	1,174	1,123	1,095	1,066	1,030	982
	人工造林	1,098	1,092	897	848	808	773	734	685
	天然更新	1,300	1,324	277	275	287	293	296	297
林道開設延長		20	2	0	0	0	0	0	0

注　森林計画樹立の翌年度から５年間を第Ⅰ分期、次の５年間を第Ⅱ分期以下同様とし、最終分期を第Ⅷ分期とする。

（２）　分期別期首資源表

区分			面積 (ha) 総数	1．2齢級	3．4齢級	5．6齢級	7．8齢級	9．10齢級	11．12齢級	13．14齢級	15．16齢級	17．18齢級	19．20齢級	21齢級以上	材積 (m3)
第Ⅰ分期	総数		108,933	108	2,514	1,274	3,628	6,104	11,630	20,266	28,143	16,044	9,160	10,059	23,102,708
	人工林		32,621	105	58	619	2,589	5,216	7,950	7,865	4,268	1,508	1,426	1,018	13,092,622
	天然林	総数	76,312	3	2,457	655	1,040	888	3,680	12,402	23,876	14,537	7,735	9,041	10,010,086
		利活用	338				84	3	9	70	70	46	48	9	51,277
		利活用以外	75,974	3	2,457	655	956	885	3,671	12,332	23,805	14,491	7,687	9,032	9,958,809
第Ⅲ分期	総数		108,057	4,634	108	2,348	1,162	3,365	5,671	10,541	18,088	25,006	14,139	22,992	10,489,478
	人工林		31,489	1,754	105	58	572	2,421	4,875	7,415	7,330	3,966	1,399	1,595	13,378
	天然林	総数	76,568	2,880	3	2,291	590	945	796	3,126	10,759	21,041	12,741	21,398	10,476,100
		利活用	426	124				84	3	9	70	70	46	21	40,173
		利活用以外	76,142	2,756	3	2,291	590	861	793	3,117	10,689	20,970	12,695	21,377	10,435,927
第Ⅴ分期	総数		107,360	4,491	2,968	108	2,326	1,121	3,239	5,411	10,125	17,610	24,614	35,345	10,341,369
	人工林		30,535	1,587	1,504	105	58	536	2,302	4,622	7,027	6,944	3,752	2,099	13,343
	天然林	総数	76,825	2,904	1,464	3	2,269	585	938	789	3,098	10,667	20,863	33,246	10,328,026
		利活用	507	124	121				84	3	9	70	70	26	38,441
		利活用以外	76,318	2,780	1,343	3	2,269	585	854	786	3,089	10,597	20,792	33,220	10,289,585
第Ⅶ分期	総数		106,728	4,259	2,830	2,091	108	2,325	1,094	3,152	5,229	9,847	17,332	58,459	10,124,185
	人工林		29,647	1,355	1,355	1,165	105	58	509	2,215	4,440	6,750	6,671	5,025	13,224
	天然林	総数	77,080	2,904	1,475	926	3	2,268	585	938	789	3,097	10,662	53,434	10,110,961
		利活用	549	124	121	114				84	3	9	70	25	35,130
		利活用以外	76,531	2,780	1,354	812	3	2,268	585	854	786	3,088	10,592	53,410	10,075,831
第Ⅸ分期	総数		106,159	4,102	2,634	1,989	1,743	108	2,325	1,074	3,091	5,099	9,652	74,341	10,017,210
	人工林		28,823	1,198	1,159	1,055	878	105	58	489	2,154	4,310	6,555	10,862	13,119
	天然林	総数	77,336	2,904	1,475	934	865	3	2,268	585	938	789	3,097	63,478	10,004,091
		利活用	591	124	121	114	105				84	3	9	32	34,874
		利活用以外	76,745	2,780	1,354	820	760	3	2,268	585	854	786	3,088	63,447	9,969,217

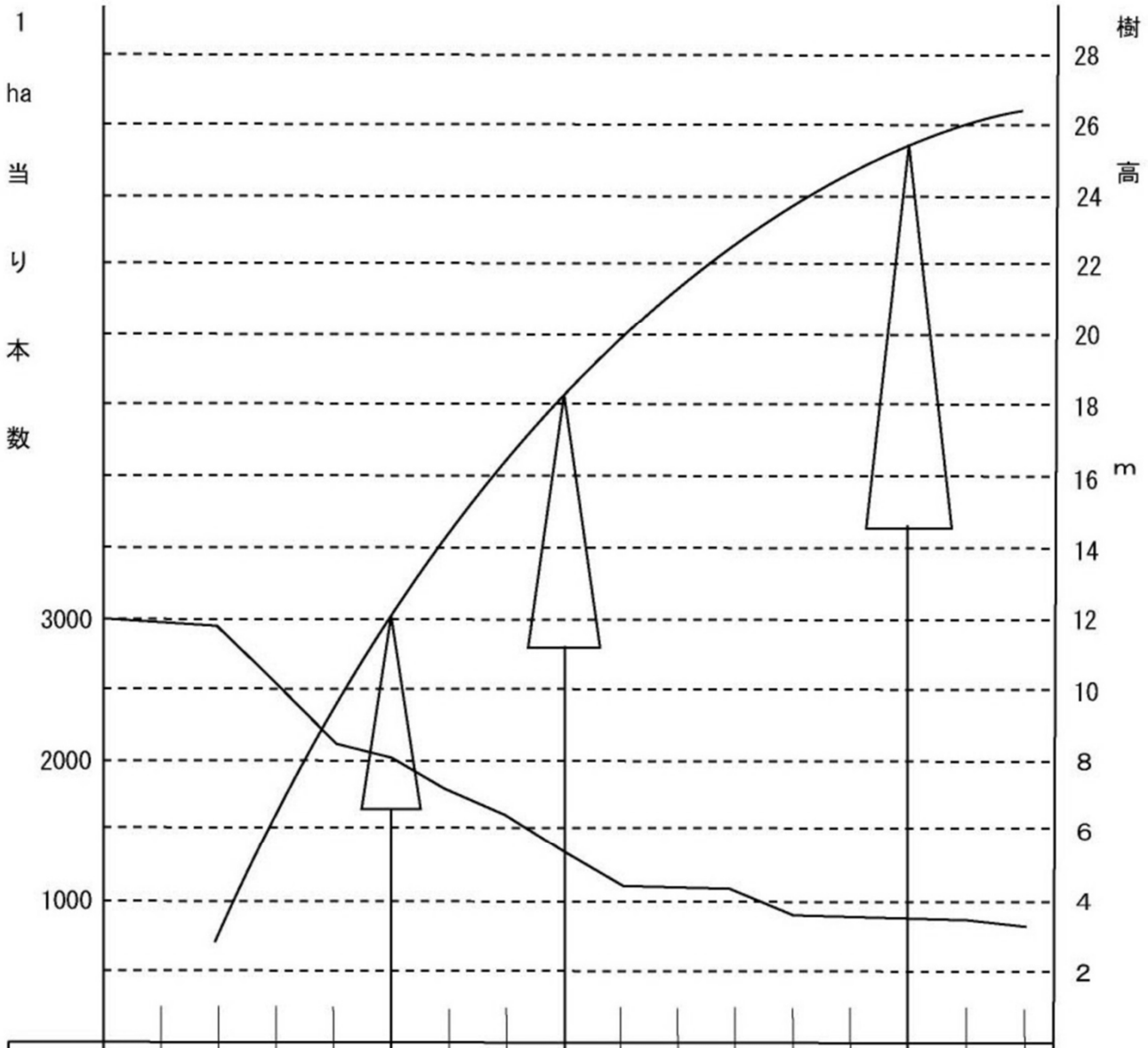
注１　１齢級を５年としアラビア数字を用い１年生から５年生までを１齢級、６年生から10年生までを２齢級とし、以下順次３，４齢級とする。

6　そ　の　他

(1)　施業方法別の施業体系図

ア　内陸地域スギ育林技術体系図

少雪地位３　本数3,000本/ha

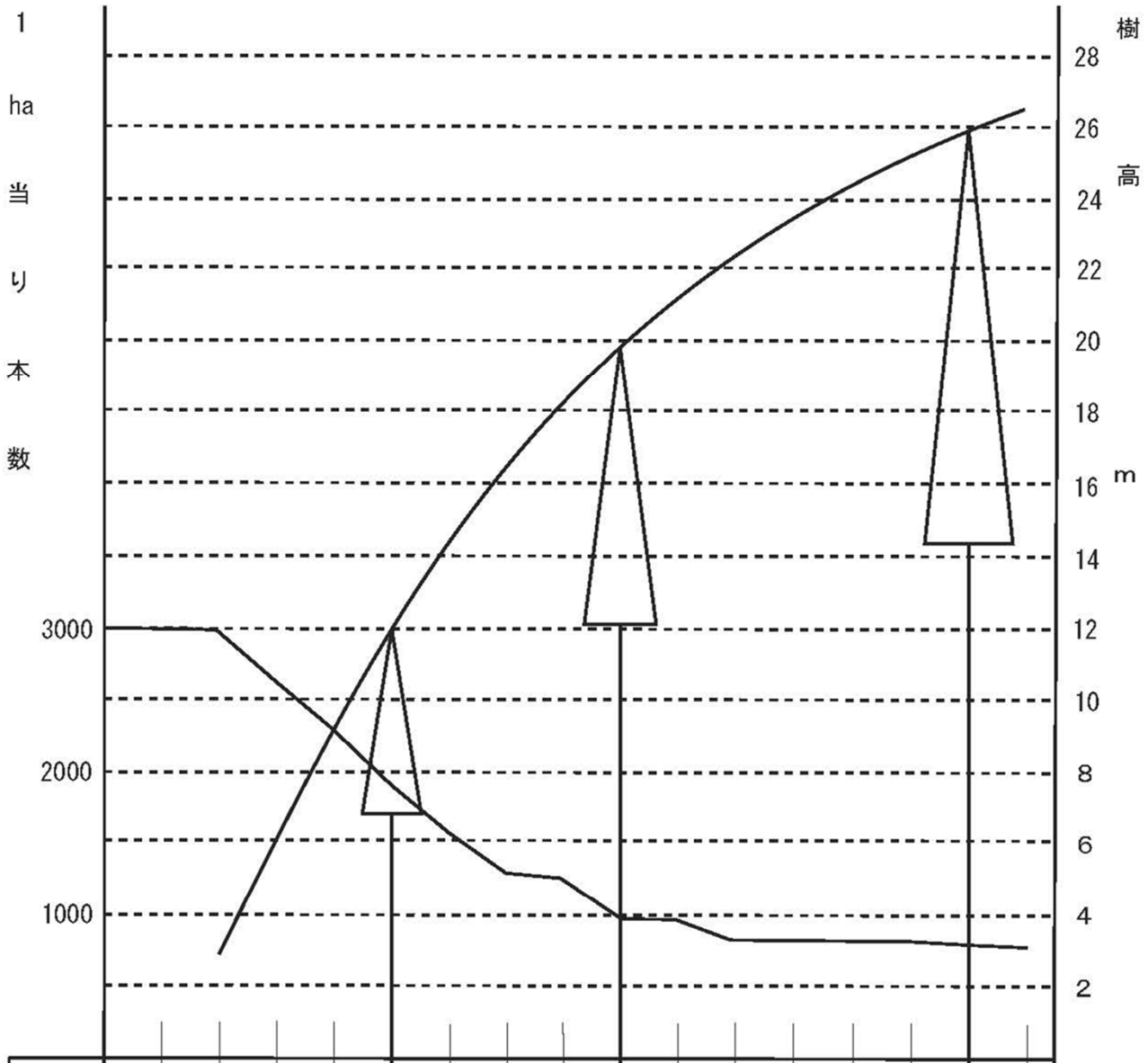


(年) 林　齢	5	10	15	20	25	30	35	40	45	50	55	60	65	70	75	80
(cm) 胸高直径		4.8	9.8	13.5	15.8	18.4	20.0	22.7	25.5	26.5	27.4	29.8	30.5	31.1	31.6	32.0
(m) 樹　高		2.8	6.2	9.2	11.8	14.1	16.1	18.0	19.6	21.0	22.2	23.3	24.3	25.1	25.8	26.4

注　山形県スギ林分収穫予想表による。

イ　内陸地域スギ育林技術体系図

多雪・豪雪地位３　本数3,000本/ha



（年）林　齢	5	10	15	20	25	30	35	40	45	50	55	60	65	70	75	80		
（cm）胸高直径		4.8	9.8	13.2	16.2	19.1	21.9	23.3	26.4	27.5	30.2	31.0	31.8	32.4	32.9	33.4		
（m）樹　高		2.8	6.2	9.1	11.8	14.1	16.2	18.0	19.7	21.0	22.3	23.4	24.3	25.1	25.8	26.5		

注　山形県スギ林分収穫予想表による。

（２）　持続的伐採可能量

第１表　主伐（皆伐）上限量の目安（年間）　　単位　　材積：千㎥

主伐（皆伐）上限量の目安
111

注　附録第10号により算出する。

第２表　持続的伐採可能量（年間）

単位　再造林率：％　材積：千㎥

再造林率	持続的伐採可能量
100	111
90	100
80	89
70	78
60	67
50	56
40	44
30	33
20	22
10	11

注１　持続的伐採可能量は附録第10号により算出する。

２　記載する材積は伐採立木材積であり、素材換算材積でないことに注意。

（３）　その他

該当なし

○附録第10号

持続的伐採可能量の計算要領

１　計算の対象

主伐（皆伐）材積の上限の目安の計算対象は、将来にわたって人工林を維持すべき森林で、皆伐作業を行う人工林とし、具体的には次に掲げる森林とする。

木材生産機能維持増進森林のうち特に効率的な施業が可能である森林（森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成20年法律第32号）第５条第３項に規定する特定植栽促進区域内に存する人工林を含む。）

ただし、現況が人工林であるもののうち、林地生産力が比較的高く車道や集落からの距離が近いといった自然的・社会的条件が良い林業適地にあるものの全てについて、木材生産機能維持増進森林のうち特に効率的な施業が可能な森林として設定が終わっていない森林区域においては、当該林業適地に存する人工林を計算の対象として差し支えない。

２　計算に必要な資料

(1)計画区内の計算の対象となる森林の立木材積（森林簿等から求める。）

(2)市町村森林整備計画においては、特に効率的な施業を促進する森林の面積

(3)樹種別の森林面積

(4)地域における樹種ごとの標準伐期齢

３　計算方法

(1)主伐（皆伐）上限量の目安の計算は、次により行う。

【主伐（皆伐）上限量の目安の計算式（年間）】

$$E = Zw + (Vw - Vn)/Ta$$

E　：伐採（皆伐）材積の目安

Ta：更新期間

Zw：対象森林の期首時の年間成長量

Vw：対象森林の期首時の立木材積

Vn：基準立木材積

（対象森林が伐期齢に達した場合の立木材積の1/2）

なお、Taは対象森林につき定められている伐期齢が同一である森林の面積に当該伐期齢を乗じて得た数値の総和を対象森林の面積で除して得た数値

また、Vnは対象森林と同一の樹種の単層林が伐期齢に達しているものとして算出される当該単層林の立木の材積の２分の１に相当する材積

上記の伐期齢とは、市町村森林整備計画等において、公益的機能別施業森林等における

施業の方法として定める伐期齢をいう。

(2)持続的伐採可能量の計算は、次により行う。

【持続的伐採可能量の計算式（年間）】

Ea＝E×A

Ea：持続的伐採可能量

A ：再造林率

なお、再造林率は、10～100％までの、例えば10%刻み等で設定し算出すること。

４ 各森林計画区における計算結果のとりまとめ

下記の表に記入するなどして取りまとめる。なお、国有林森林計画においては、第１表のみとする。

第１表　主伐（皆伐）上限量の目安（年間）

単位　材積：千㎥

主伐（皆伐）上限量の目安（千m3）

第２表　持続的伐採可能量（年間）

単位　再造林率：％　　材積：千㎥

再造林率	持続的伐採可能量
100	
90	
80	
70	
60	
50	
40	
30	
20	
10	

注１　記載する材積は伐採立木材積であり、素材換算材積でないことに注意。